

規制下の独占時代におけるベル・ システム：1920—1956年

山 口 一 臣

1. 序

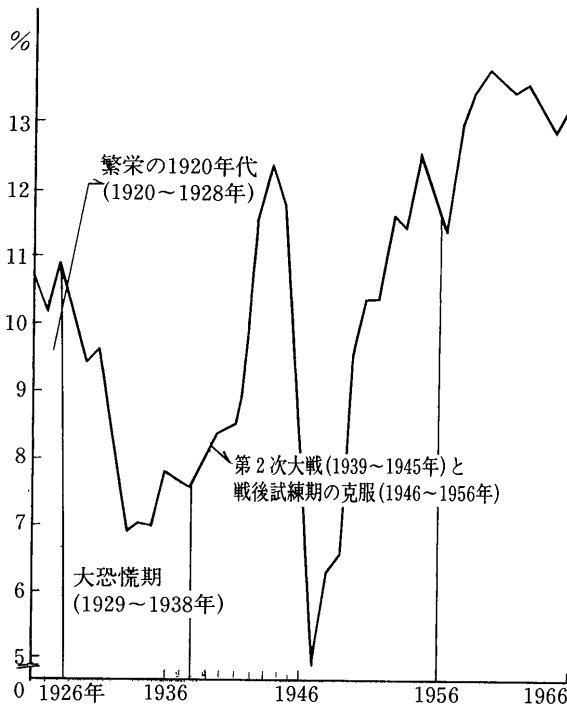
“One System, One Policy, and Universal Service”（「単一の電話システム，単一の経営方針，そして普遍的な電話サービス」）という T・N・ヴェイルの基本方針はこの期間（1920—1956年）も継続され，その結果ベル社は，独立電話会社からの攻撃を鎮静し，ラジオ・グループとの妥協をはかり，音声通信における支配的企業としての地位を確立した。すなわち，ベル社の独立電話会社に対する積極的な買収政策は，二重ネットワークの脅威が起こり，産業に対する同社支配の批判が低下し，また1921年のウイリス・グラハム法の制定（独立会社買収の法的認可）および1922年のホール覚書（AT&Tの独立会社買収自粛）以後，独立電話会社による相互連結事業の要求がベル社のそのような行動を助長した。またベル社は，特に長距離通話で競争していたラジオ・グループと協調し，第1次大戦中に低下した技術革新による特許衝突を相互認可契約によって解決し，この関連技術の独占によってベル社は電話部門の排他的地位を長く維持する力を持つことができた¹⁾。

図表1は，すべてのベル系電話運営会社（BOC）の1926—1966年における平均収益率の推移を示したものである。連邦規制が実質的影響を持つ1945年以前まで平均収益率は大きく変化していたが，連邦レベルで規制が定着した1945年以後，平均収益率は1966年まで明らかに上昇傾向を示している。すなわち，ベル社は FCC（連邦通信委員会）を使って連邦規制を發展させ，同社は1945年以後一貫して，参入統制の手段によって支配を維持す

る独占者としての立場を堅持した。これによる結論は、ベル社が規制のコスト（経営上の損失）なしに規制の恩恵（高安定収益）を享受したことであり、FCCはベル社の独占行動に影響を与えなかったし、高く安定した収益に結果する連邦規制によって、むしろ独占に貢献したということである²⁾。

本稿の課題は、この「規制下の独占時代」を、①繁栄の1920年代（1920—1928年）、②大恐慌期（1929—1938年）、③第2次大戦と戦後試練期の克服（1939—1956年）の以上3つに時期区分し、各時代におけるベル・システムと政府の関係を解明することにある。この間、AT&Tの社長は、Harry B.

図表1 ベル系電話運営会社の平均収益率の推移（1926—1966年）



（出所） P. R. Tarullo, *op. cit.*, p. 310.

Thayer (1919年6月18日—1925年1月19日), Walter S. Gifford (1925年1月20日—1948年2月17日), Leroy A. Wilson (1948年2月18日—1951年6月28日), Cleo F. Craig (1951年7月2日—1956年9月18日), Frederick R. Kappel (1956年9月19日—1961年8月15日) と5人登場するが、アメリカ電話産業史上に大きな足跡を残した中心人物は、ほぼ1/4世紀にわたって、過去・将来を通し他の誰よりも長く同社社長に留まることとなったW・S・ギフォードであった。ヴェイル理念の後継者を自任するギフォードは、AT&Tを他の利殖に富む投機的事業から手を引かせ、アメリカで最良の電話サービスを提供するという本来の仕事に専念させる方向付けを行った。こうした公益電話事業での専門化と独占の戦略がその後の後継者によって受継がれ、それは1934年通信法の制定による FCC によって事実上承認され、その後1947年の全国的労働組合 CWA の結成、1949年以降の第2次反トラスト訴訟によっても左右されることなく堅持され、以上の究明によって、ベル・システムの独占体制が長期にわたって持続されることになった経緯と要因が明らかにされる³⁾。

2. 繁栄の1920年代：セイヤとギフォードの独占長期化戦略

(1) セイヤ時代の独占長期化戦略：ウィリス・グラハム法の制定とホール覚書

1919年6月18日に、AT&T の取締役社長の座を引継いだハリイ・B・セイヤ (Harry B. Thayer) はバーモント出身で、1879年にダートマス大学を卒業し、2年後に WE 社に資材担当として入社した。その後彼は、社長の座につくまでベル・システム一筋に歩み、WE 社のニューヨーク支配人、副社長、社長を歴任して、1909年に WE 社社長兼務のまま AT&T の副社長となった⁴⁾。

セイヤが AT&T 社長になって2年目の1921年4月28日、ウィリス・グラハム法 (Willis-Graham Act) が議会を通過した。第1次反トラスト訴訟で

示された独立電話会社に対する政府の方針は、ベル・システムへの売却を阻止することであったが、1917年の修正によって、ベル・システムはベル所有の電話局を同数売却すれば競争的独立会社を買収することができた。しかし、ベル・システムに資産を売却したいと望んでいる多くの独立電話会社の不満があり、また既に1913年のキングスベリー誓約により独立会社とベル系との電話が相互接続されるようになってから両者の競争は事実上消滅しており、こうしてオハイオの上院議員ウィリスが中心となって、1920年の輸送法 (Transportation Act) を修正した同法案が提出された。このウィリス法は、8年前にヴェイルが提唱したキングスベリー誓約を立法化したもので、これにより州当局と ICC (州際商業委員会) の承認を得た競争的電話会社の買収はシャーマン法に違反しないとみなされることとなった。つまり、1つの町に異系列の電話会社が存在し、互に真っ向から競争している形態は利用者側にとってみれば不都合極まりない状態であり、かくしてこの法案によって、AT&T は独立電話会社を合法的にベル・システムに吸収できることとなったのである⁵⁾。

ベル・システムはウィリス・グラハム法の通過後、直ちに独立会社の買収を積極的に展開した。例えば、オハイオの約80の都市に現存していた二重サービスを解消するため、オハイオ・ベル・テレフォン社はオハイオ・ステーツ・テレフォン社を統合したし、サザン・ベル・テレフォン社はキンロック・テレフォン社やシチズン・テレフォン社の買収、またミシガン・ベル・テレフォン社も独立会社の買収を宣言した。こうして、1921年中に157,337の電話局が買収され、43,960局がベル社から独立系へ売却された。同年9月19日、AT&TのE・K・ホール副社長の手紙に答えて司法次官 H.M. Daugherty は、「この時点で、ベル社と競争している会社を直接ないし間接的に買収することを制約していた、いわゆるキングスベリー誓約は事実上消滅した」と述べている⁶⁾。ウィリス法の通過といくつかの重要な独立会社とベル社の統合は、独立電話会社の脅威となった。このため、

明らかに独立会社の脅威を和らげる努力と、ベル社の買収をはげしく批判する州や連邦規制の強化を緩和するため、AT&T は1922年 6月14日にいわゆる「ホール覚書」(“Hall Memorandum”)と称する書簡を発表した。これは、AT&T の副社長 E・K・ホールが全米独立電話協会 (United States Independent Telephone Association.) の所長 F.B. McKinnon に対して送った手紙で、この中でベル・システムの買収に対する基本的立場が明らかにされていた。すなわちベル社は、①州当局の希望があり、かつサービス地域内および隣接地区の大衆の感情からみて、公共の便宜となること、②我々の資産の保全また一般大衆の利益の観点からみて、その取引が望ましいものであること、以上2点の特別の理由がある場合のみ買収や連結を行い、さらに州公益事業委員会および ICC の承認と、公式の契約前に30日の猶予期間を規定していた。この AT&T による独立会社買収自粛を示す「ホール覚書」は、1922年 6月22日にアメリカ独立電話協会によって承認され、これ以後ベル社は、むしろ多くの独立会社を買収することになるが、「公共の便宜とならず、公衆サービスやベル・システムのためにならない買収には同意しない」という条件に一致しないものはほとんどなかった。かくしてベル・システムと独立会社、および独立電話協会との関係はその後極めて良好で、このセイヤ時代における独立電話会社の協調的かつ積極的な買収戦略は次のギフォード時代以降も引継がれ、1925—1934年の10年間に、470の会社、411,638の電話局が各地域のベル社によって買収されることとなった(図表2)⁷⁾。

このようなベル・システムの独立電話会社に対する支配関係は、ベル・システムと独立製造会社の関係においても見られた。独立製造会社は WE 社による注文から彼らの事業のかなりの部分を確保しており、そのことは1926—1934年の9年間に、6つの主要独立製造会社 (Automatic 社、Kellogg 社、Stromberg 社、North 社、Leich 社および Reliable 社) の38.82%が WE 社に対する販売であったことから明らかである(図表3)。また WE

図表2 ベル系電話運営会社による独立電話会社への買収状況 (1925-1934年)

会社名	各地域の 電話会社 総数	ベル社に よる買収 会社数	買収割合 (%)	各地域の 電話局総 数	ベル社に よる買収 電話局数	買収割合 (%)
New England Telephone and Telegraph Company	23	13	56.52	32,194	22,941	71.26
New York Telephone Company	109	46	42.20	43,238	12,407	28.69
New Jersey Bell Telephone Company	29	18	62.07	14,312	4,280	29.91
The Bell Telephone Company of Pennsylvania	166	131	78.92	252,874	109,670	43.37
The Diamond State Telephone Company	4	4	100.00	51	51	100.00
The Chesapeake and Potomac Telephone Companies	49	31	63.26	43,048	12,862	29.88
Southern Bell Telephone and Telegraph Company	198	40	20.20	218,444	23,556	10.78
The Ohio Bell Telephone Company	60	10	16.67	214,241	2,320	1.08
The Cincinnati and Suburban Bell Telephone Company	2	2	100.00	559	559	100.00
Michigan Bell Telephone Company	47	32	68.09	33,509	6,819	20.35
Indiana Bell Telephone Company	25	3	12.00	123,847	1,461	1.18
Wisconsin Telephone Company	58	18	31.03	95,962	2,884	3.01
Illinois Bell Telephone Company	25	5	20.00	90,139	7,784	8.64
Northwestern Bell Telephone Company	84	32	38.10	314,287	163,354	51.98
Southwestern Bell Telephone Company	65	29	44.62	231,877	24,307	18.43
The Mountain States Telephone and Telegraph Company	68	36	52.94	14,962	5,412	36.17
The Pacific Telephone and Telegraph Company	44	20	45.46	94,869	10,971	11.56
総数	1,056	470	44.51	1,718,413	411,638	23.95

(出所) FCC, *AT&T Corporate and Financial History*, p. 262 の Table 53 および p. 263 の Table 54 より作成。

図表3 主要独立製造会社のWE社に対する販売状況(1926—1934年)

年次	主要独立製造会社(6社)の総売上高	主要独立製造会社(6社)のWE社に対する売上高	
		金額	割合(%)
1926	\$27,170,344	\$11,563,635	42.55
1927	21,274,960	7,726,472	36.31
1928	20,008,979	6,193,316	30.95
1929	24,250,506	9,152,061	37.73
1930	24,170,259	10,086,057	41.72
1931	13,791,043	4,119,193	28.86
1932	7,967,761	4,518,931	56.71
1933	6,041,540	2,947,057	48.77
1934	7,582,760	2,813,708	37.10
統計	152,258,152	59,120,430	38.82

(出所) FCC, *op. cit.*, p. 144.

図表4 電話器具販売におけるWE社と主要独立製造会社の比較(1926—1934年)

会社名	金額	割合(%)
Western Electric Co	\$231,701,389	91.6
独立製造会社		
Automatic Electric Co	8,637,898	3.4
Stromberg-Carlson Telephone Manufacturing Co	6,614,113	2.6
Kellogg Switchboard & Supply Co	4,471,670	1.8
Reliable Electric Co	566,728	.2
North Electric Manufacturing Co	443,536	.2
Cook Electric Co	429,462	.2
Leich Electric Co	177,920	.1
独立製造会社合計	21,341,327	8.4
総計	253,042,716	100.0

(出所) FCC, *op. cit.*, p. 145.

社は電話器具・設備の90%以上を占めていたのに対し、電話機の主要な独立製造会社の相対的重要性は図表4のとおりであった。以上のことから、WE社は電話機製造分野で独占的地位を占めていたこと、独立製造会社の

かなりの取引がWE社に対するものであり、事業の存続にとってこの売上の依存度が大きかったことを考えると、独立会社は電話機製造の分野でWE社の実質的競争者とはいえなかったことが明らかである⁸⁾。

(2) ギフォード時代の独占長期化戦略：ダラス宣言と専門化戦略

① W・S・ギフォードの経歴と基本理念

図表5は、W・S・ギフォード(Walter Sherman Gifford)の略歴を示したものである。彼は1885年1月10日に、小さな製材場を経営するNathan Poole GiffordとHarriet Maria Spinney夫妻の息子としてマサチューセッツ州セイラムで生れた。1904年にハーバード大学を卒業後、イリノイ州シカゴ

図表5 W・S・ギフォードの略歴

1885. 1.10	マサチューセッツ州セイラムで生まれる
1904	Salem high school を経てハーバード大学を卒業、イリノイ州シカゴのWE社に事務員として入社
1908	AT&Tの主任統計員
1916.12.	Council of National Defenceの指揮官
1918.11. 6	AT&Tのコントローラー
1919. 1.18	AT&Tの財務担当副社長
1922. 2.14	AT&Tの取締役
1923.10.16	AT&Tの筆頭副社長
1925. 1.20—	AT&Tの取締役社長
1948. 2.17	
1931—1932	President's Organization on Unemployment Reliefの委員長
1933—1935	商務省の企業諮問委員会メンバー
1939	War Resources Boardのメンバー
1941—1947	Board of War Communicationsの産業諮問委員長
1948. 2.18	AT&Tの取締役会長
1950. 1. 1	AT&Tの取締役名誉会長 駐英アメリカ大使
1966. 5. 7	死去

(出所) J. N. Ingham, *Biographical Dictionary of American Business Leaders*. Walter S. Gifford, *Addresses Papers and Interviews*. 北原安定監訳『テレフォン』pp. 241-248等より作成。

の WE 社に事務員として入社し、その翌年、財務アシスタントとして同社のニューヨーク事務所に移った。WE 社の親会社である AT&T の社長 T・N・ヴェイルは、情報を得るために作らせた統計図表でギフォードの能力を高く評価し、こうして1908年、ヴェイルは彼にボストンの親会社で主任統計員の地位を与え、3年後にギフォードは AT&T のニューヨーク本社に移ることになる⁹⁾。

アメリカ海軍諮問局 (U. S. Naval Consulting Board) は1916年、軍備拡充のために産業準備調査を決定し、その責任者として任命したギフォードの監督の下に、27,000以上の産業企業の製造資源やその可能性を明らかにした。次いでギフォードは同年12月、国防会議 (Council of National Defence) の指揮官に選ばれ、国の産業と資源を国家安全と福祉のために調整する任務を負った。彼は1918年に政府役員を終えてベル・システムに戻り、同年11月に AT&T のコントローラー (財務部長) に任命され、翌1919年に財務担当副社長、1922年に取締役、1923年に筆頭副社長となり、その2年後の1925年1月に取締役社長に就任し、1948年に会長となるまで約23年間その地位にあった。ギフォード社長時代にこの会社は飛躍的に発展し、営業収益は6億5,700万ドルから22億5,000万ドル、設備投資額は22億5,000万ドルから75億ドル、電話回線は3,950万マイルから1億1,300万マイル、そしてアメリカの電話機数は11,250,000台から28,500,000台へと急激に増大した。またギフォードは1927年に会社の海外サービスを開始し、アメリカとイギリス間の無線電話回線の大量利用を始めた。1948年までに72の諸国がベル・ラインと有線・無線で連結され、世界の96%に当たる57,420,000台の電話機がベル・システム・サービスの加入者に利用できた¹⁰⁾。

大恐慌期にギフォードは再び政府に呼出され、1931—1932年に大統領失業救済機関 (President's Organization on Unemployment Relief) の委員長として、また1933—1935年には商務省の企業諮問委員会のメンバーとして活躍した。1939年の第2次大戦の勃発とともに、戦時資源局 (War Resources

Board) のメンバーとなり、1941—1947年には戦時通信局 (Board of War Communications) の産業諮問委員会の委員長、また1950年から3年間、駐英アメリカ大使を勤めてウィンストン・チャーチル政権と友好関係を維持した。ギフォードは個人的には共和党员で、1916年にニューヨーク州ブルックリンの名門企業経営者の娘 Florence Pitman と結婚したが、彼女が1937年に死去したため、1944年に Augustine Perry と再婚した。彼には Walter Sherman Jr. と Richard Pitman Gifford の二人の息子があったが、ウォルター二世は第2次大戦中に海軍で戦死した。1949年末に第一線を引退して名誉会長となってからは悠々自適の生活を送り、1966年5月7日に81年の生涯を終えた¹¹⁾。

以上のように、電話会社の社長であると同時に政府役人を長く務めたギフォードは、AT&T の基本理念ないし社会的役割について、当時の産業界に広まっていた激烈な個人主義、金儲け主義、そして株価の高騰という社会風潮の中では異端ともとれる見解を保持していた。それは特に1927年10月20日、ダラスの全米鉄道公益事業委員会 (National of Association of Railroad and Utilities Commissioners) の年次大会におけるギフォード自身のごとき演説 (一般に「ダラス宣言」と呼ばれ、彼の23年間の社長在任期間中で最も重要な発言であったと評価されている) の中に明確に見出すことができる¹²⁾。

「今日、AT&T には420,000人以上の株主がいるが、誰も株式資本の1%を所有してはいない。AT&T と同社に普通株式の大部分を所有されている BOC は、アメリカに電話サービスを提供している。その事業は、事業そのものの性格から、通常は競争なしで運営されている。

以上の事実は、その責務に従って行動する場合に、経営者によって準拠されるべき方針に最も重要な関係を持つ。すなわち、株式所有が広範に分散しているという事実は、経営者の責務が、これら無数の株主の利益を確保し存続することにおかれる。この国の電話サービスに対する責任が AT&T と BOC の双肩

にかかっているという事実は、サービスを常に利用者にとって適切で、信頼でき、満足できるものにするという極めて重い責務が経営者に課されることになる。明らかに、こうした責務を全うできる唯一の健全な経営方針とは、健全財務の下で最小のコストで最善の電話サービスを供給し続けることである。この方針は長期にわたって持続されねばならず、これ以外に正当な指針となるものはない。

経営者が「配当用余剰利益」(“melon”)ないし特別配当付与のために投機的または巨額の利益を稼ぐことほど、健全な経営方針を挫き、それに反するものはない。これに対して、企業が適当な時期に投資増加のための新資本をいつでも調達できるように、株主への支払を彼らの権利に応じた合理的で正規の配当に限定するということは、電話利用者および株主の双方にとって有益である。」

「我々の組織計画の基本は、その唯一の仕事が改善である数千人の人間を本社や研究所に抱えていることである。彼らは、電話事業で何が、そしてそれらが如何に使われているかを研究し、より良いもの、より良い方法を見つめることに努力している。勿論、電話サービスの高度な水準を維持しようとして毎日従事している人々も、品質を増加しサービスのコストを引下げることに最も重要な仕事を行っている。しかし、進歩は電話サービスをより良く、より安くする方法と手段を探すために専ら努力している科学者や専門家のグループによって達成される。

州委員会が、電話会社の規制業務を引き受けてからはほぼ20年になる。この間、我々の業務成果はめざましいものであった。1907年にアメリカには約6,000,000台の電話機があり、それらは一部連結されていたが、今日ではアメリカに18,000,000台以上の電話機があって、それらは完全かつ迅速に連結されている。かくして現在では、アメリカ中の人が国内の何処の誰とも電話で話ができる。さらにアメリカでは、イギリス、カナダ、キューバ、メキシコの主要都市の誰とも話ができる。これはコミュニケーションの範囲と能力の進歩を意味するが、我々の最終目標からはなお遠い。あなたがたの賛同を得て我々は一層の前進を続けるが、それは、不完全性・誤謬・遅延を克服し、財務安全性の下に最小のコストで、より全国的な電話サービスを提供することである。」

以上によって、当時の企業経営の目標が利潤の極大化にあったのに対し

て、ベル・システムの掲げる経営目標はサービスを第1に、利益を第2におき、この「ダラス宣言」によってはじめて多くの人々に公益事業サービスの概念が明らかにされたことになる。またギフォードはこの演説により、当時広くいきわたっていた低俗な実業家気質や株式市場で暴利をあさる風潮に反対した1920年代の偉大な企業家として、その名を高めることになった。事実、彼の社長としての重要な功績は、AT&Tを他の利殖性に富む投機的事業から次々に手を引かせ、株主と利用者の利益のために、アメリカで最良の電話サービスを財務健全性の下に最小のコストで提供するという本来の仕事に専念させ、この専門化戦略を徹底させたことであった。その第1号は1925年、AT&Tがアメリカ以外で同社およびWE社が所有していた機械設備をITT (International Telephone & Telegraph Co.) に譲渡して国際電話事業から撤退したことである。これは、外国に通信設備を持つWE社に対する独禁法違反の非難を避ける意味もあったが、それはあくまで「AT&Tの活動範囲に制限を課すべきである」というギフォードの基本理念に一致したからであり、以下において、ベル・システムのラジオ放送事業および映画産業からの撤退も同様の理由によるものであったことが明らかにされる¹⁹⁾。

② AT&T のラジオ放送事業への参入動機・貢献および撤退理由

図表6は、AT&TとRCA社(Radio Corporation of America. 1919年10月17日にGEの子会社として設立された無線通信会社)の特許の重複を示したものであるが、いかに電話と無線が紙一重の関係にあったかが推察されよう。事実、AT&TとRCA社の親会社GEは、それぞれ真空管の作製に最大の関心をはらっていたため、1912年から10数年の間に実に20回を下らない重大な特許上の紛争をまきおこす原因となっていた。またAT&Tにとって特に脅威に感じていた点は、このような無線技術関係の特許がどれかの独立電話会社と結合する危険であった。無線電話の基本特許の1つである三極真空管が有線電話の長距離回線に重要な増幅中継手段として十分に役立

つことは予想できたが、もしそれが他社に占有されたなら、長距離回線を以て群小独立会社を圧倒しようとしていた AT&T にとっては重大な事態が生ずることは明らかであった。このため巨大資本の相互間でなんらかの妥協が必要となり、こうして1920年7月1日、RCA 社、AT&T、それに WE 社の3社の間で、「無線特許プール」(Radio Patent Pool)として知られる相互認可契約 (Cross License Agreements) が結ばれることとなった¹⁴⁾。

図表6 AT&T と RCA の特許の重複

	AT&T	RCA
真空管	De Forest	J. Fleming
高真空管	T. Arnold	I. Langumuir
格子変調	E. H. Colpits	E. F. W. Alexanderson
陽極変調	R. V. L. Hartley	S. Y. White
発振器	De Forest	I. Langumuir

(出所) FTC report, p. 28-29.

この相互認可契約の主たる内容は、AT&T が RCA 社の普通株と優先株の各々50万株を250万ドルで購入し、それと同時に、以後10年間、両社は保有特許を使用料なしに相互に利用できるというものであった。この結果、AT&T は有線電話事業と電話回線に接続する無線電話事業を独占的に行うことになり、RCA 社は無線電信事業と大洋横断無線電話事業の独占的権利を確保することとなった。また、WE社はAT&T に向けての有線電話機器を独占的に製造・販売し、GEも RCA 社用の無線機器およびアマチュア用通信機器を独占的に製造・販売できることとなった。これによって、RCA 社は国の内外における無線通信事業制覇の基盤を確立し、一方、AT&T にとっては、RCA 社の無線電話事業への進出をはばみ、さらに独立電話会社に対しては長距離通話で圧倒的優位を保持することにより、電話事業での長期にわたる独占的地位を保証されることとなったのである¹⁵⁾。

無線事業は、その後まもなくラジオ放送事業として大きく発展していく

が、1920年10月27日にウェスティングハウス社が商務省から第1号の放送免許（ピッツバーグにある KDKA 局）の認可を受け、同年11月2日のハーディング対コックスの大統領選挙の結果を放送したのがその最初であった。ラジオ放送事業をリードしたウェスティングハウス社や RCA 社を中心とするラジオ・グループは、自ら放送局を設立・運営することによってその商品の売上を増大し、いわば彼らの製造製品たるラジオ受信機の市場を刺激する手段として副業的に無料放送業務を展開していた。これに対して、1920年代以降に急成長するラジオ産業に多大の関心を有していた AT&T は、ラジオ放送をむしろ無線電話サービスの延長と考えていた。すなわち、同社副社長でラジオ問題担当の W・S・ギフォードは、1922年初頭の年次報告書の中で、この新興の事業分野について次のような見解を明らかにしていた¹⁶⁾。

「AT&T は、それ自身のプログラムをなら提供せず、新聞社、銀行、百貨店、その他の会社に電話回線をリースし、これによってそれぞれのプログラムを送信するためのチャンネルを提供するだけである。これは、無線電話の商業的利用における新しい試みであり、もし、こうしたサービスに対して真の領域が存在するなら、我社により全米各地の重要地点にそのための有料通話局（“toll”）が多数建設されることになろう。」

もともと無線電話（radio telephony）は、特定の発信者と特定の受信者との間の情報の相互交換を意味していたが、もし送話器をマイクロフォンに、受話器をイヤホンやスピーカーに変えたなら、特定の発信者から不特定多数の受信者への情報の一方的伝達が可能となる。こうして、無線電話で公衆に告知しようとする人々に有料で利用させる通話局を各地に設置し、その時間売り（time sales）を行う「有料通話局放送」（toll broadcasting）という新しいアイデアが生み出されたのである。しかも AT&T は、全国の電話回線を通じて多数の通話局を連結し、これによって電話事業のみな

らず放送事業における独占的支配をも十分に意図していたといえる¹⁷⁾。

こうした考えにもとづき、1922年6月1日に商務省から放送免許の認可を受け、商業放送の実験局として WEAF 局が AT&T の子会社 WE 社によりニューヨーク市ウェスト街に開設された。当初から、他の放送局に率先して商業放送を開始する意図を十分にもっていた WEAF 局が行ったのは1922年8月28日のことであり、その最初の広告主は、ロング・アイランド市ジャクソン・ハイトにあるクイーンズボロー社 (Queensborough Co.) という不動産開発会社であった。このほかにも Tidewater Oil 社、American Express 社等が、広告の口上のみによる広告放送を行っていたが、音楽放送に広告文句を挿入し、かつ広告主の名前を明示する「広告音楽番組」(“commercial musical program”) は、1923年3月1日にニューヨーク市の百貨店ギンベル兄弟社 (Gimbel Brothers’) によって開始された。特に同年3月15日には、同じくギンベル兄弟社により午後9時から10時までの長時間音楽番組の放送が行われ、これは広告放送沿革史上に特筆すべき日として銘記されるべきである。このほか、広告放送の主な利用者としては、①低額商品の大量製造・販売業者 (特に食料品、医療品、石鹸等)、②自動車のごとき高級商品の製造業者またはディーラー、③および大規模小売業者等を指摘でき、また当初における広告放送に投下された金額は僅かであったが、1927年には300万ドル、1939年には実に1億7,100万ドルの巨額に達するほどに増加していった¹⁸⁾。

さらに AT&T は1923年1月4日に、WEAF 局と WNAC 局 (ボストン) を同社の長距離電話回線によって接続し、この接続局を通じて同一番組の同時放送を行ったが、これがネットワーク放送ないし連鎖放送の最初となった。その後、AT&T の放送ネットワーク網は、1924年の大統領選挙放送を契機として飛躍的な発展を示すが、特に1924年10月23日にワシントンで開催された合衆国商業会議所大会でのクーリッジ大統領の選挙演説は、WEAF 局、WCAP 局 (AT&T の第2実験局としてワシントンで1923年7

月4日に業務開始)をそれぞれキー・ステーションとして西海岸の KPO 局 (サンフランシスコ)を含む22の放送局を結び、これによって初の全国的規模での同時放送が実現されたのである。以上によって、アメリカ型放送システムを特徴づける2つの主要な実践—商業スポンサー方式 (commercial sponsorship) とネットワーク系列組織 (network syndication) —を最初に開発したという点で、この WEAF 局の開設は歴史的にも重要な意義を有していたといえる¹⁹⁾。

このように AT&T は、既にほとんどの重要都市における放送局を電話回線によって接続する全国放送網 (national broadcasting system) を建設しようする態勢を整え、また、同社がベル・システムをつくりあげる際に用いた方法—特許使用を認可する代りに、相手企業株式の30—50%を取得する—をここでも採用したならば、極めて容易に全米のラジオ放送事業を独占・支配することは可能であったはずである。事実、AT&T は、無線電話の送信装置に対する特許使用料を電力1ワット当たり4ドル、最低料金500ドル、最高料金3,000ドルと定め、同社は1923年初めからすべての放送局に対し特許使用料をとるよう強制する戦いを開始していた。そして、翌年5月までに約40の放送局が AT&T との間に非公式の免許契約を結んでいたといわれ、1925年には14の AT&T 傘下加盟局も存在していた。また1924年末に AT&T は、免許を受けずに放送時間の切売を行い、広告放送業務を開始したとの理由をもって WHN 局 (ニューヨーク州リッジウッド) を相手取り訴訟を提起したが、この結果は、当然のことながら各方面から AT&T に対して独占的支配者なりとの非難の声が起り、遂に商務長官ハーバード・フーパー (Herbert Hoover. 後に第31代大統領 (1929—1933) に就任) までこの論争に巻き込まれて次のごとき声明を発表するに至った²⁰⁾。

「アメリカ国民にとってラジオ放送は生活の重要な付属物となってきたが、放送上の支配権が特定の企業、個人的手中、もしくは会社と個人の結合体

に掌握されることは、我々にとって最も不幸なことといわなければならない。このことは、原理的にアメリカの新聞が独占的支配下に置かれることと同様である。この独占が、特許の独占から発生しようと、企業結合から発生するとを問わず、その結果は同様であり、かつ国民の利益という観点からいえば、放送が利潤のために行われるか否かという問題は重要なことではない。」

1920年7月の相互認可契約は、もともとラジオ放送事業の生成・発展を予想したものではなかったため、前述のごとき放送業界での混乱・対立を解消しうるものではなかった。特に WJZ 局の運営によって競争関係にあった RCA 社は AT&T に対し、同社が相互認可契約によって公衆通信事業を行うことは承認したが、ラジオ放送のような商業放送業務を行う権利を認めたわけではないと主張した。これに対して AT&T 側も、同契約は GE に対し、RCA 社用およびアマチュア用の無線通信機器の製造・販売は認めているが、ラジオ放送用の無線通信機器の製造・販売は認められないと反論した。調停人が任命されて公聴会が開催され、また1925—1926年にラジオ・グループと電話グループの間に折衝がかさねられた後、AT&T は公共用の無線電話送信についてのみ権利があり、娯楽放送には権利がないとの結論に達した。このため、同社は遂にラジオ放送事業から全面的に手を引くことを決定するが、AT&T の社長 W・S・ギフォードは、1926年7月1日の新相互認可契約による同社の最終決定について、次のような公式見解を公表した²¹⁾。

「AT&T の目的は、電話サービスの既存の手段を改善するばかりでなく、電気通信を一層容易にする新しい手段を探究することにある。このため、無線通信分野で、物理的ならびに商業的可能性を実験する目的を以て建設された放送局が WEAF 局であった。この実験局は、聴取者に受入れられる音楽や娯楽を送信することに成功し、また、さまざまな事業者がこの放送番組を支援することによって当該事業に対する友好関係を作り出すことに大いに功績があった。

しかし、実験が進むにつれて、技術的原理は電話システムのそれに似ているが、放送局の目的は電話事業の目的とはまったく異なるものであることが一層明白になった。こうして数年間の実験の後、我々が建設した放送局は、他の企業によってより適正に運営されるべしという結論に達したのである。」

すなわち、AT&Tはこの頃までに、電話事業の1部門というようなラジオ放送事業に対する当初の考え方は誤りであり、放送業務への進出、競争的放送プログラムに対する電話回線利用の禁止、放送送信機の絶対的支配の主張等は、電話会社がその本来の業務から離れる結果になり、また大衆のみならず政府当局からも悪い評判を得ることになるという考えに達した。かくしてAT&Tは、体験的にラジオ放送の重要性と、それが1事業として十分成立する可能性を確信し、ここにWEAF局のRCA社に対する売却を決意するに至り、同社は放送事業から撤退することとなったのである²²⁾。

③ WE社の映画産業からの撤退

WE社は1926年12月20日、ベル・システムの発明したうちの電話以外の発明、特にトーキー映画を実用化するための完全所有子会社として、Electrical Research Products, Inc., (以下、ERPI社と略す)を設立した。WE社は映画制作のビッグ5(パラマウント、メトロ、ゴールドウィン・ユニバーサル、ファースト・ナショナル、ユナイテッド・アーティスト)に対し、WE社製の音声再生装置のライセンス契約を結ぶ意思があるか否かの返答をしてほしいとせまった。映画制作者は、その当時ブームとなっていた無声映画からトーキー映画に移行することに極めて慎重であったため、1927年2月17日に1年間の契約延期をうたった留保協定を結んだ。しかし1927年10月、世界で初めての本格的トーキー映画「ジャズ・シンガー」(アル・ジョルソン主演)が制作上映されてからトーキー映画は大ヒットし、1928年夏までに、ビッグ5ばかりでなく中小映画会社数社もERPI社とライセンス契約を結び、同年末にはERPI社はトーキー映画の90%を占めるまでになった²³⁾。

WE社は、さらにその支配力を強化するために、ERPI社の取引き方針と実践として次の3つの手段をとった。(1)非WE社製再生装置とWE社製フィルムとの組合せの制限、またはWE社製再生装置と非WE社製フィルムとの組合せの制限、すなわち被契約者のつくる映画は、WE社の音声再生装置とフィルムによって制作・上映されなければならない非WE社製との相互交換を拒否した。(2)ロイヤリティの徴収、すなわち被契約者の映画制作者は、ERPI社が提供する技術情報や器具・音声システム等に対してロイヤリティを支払わねばならないと規定されていたが、それは後に、ERPI社のライバル会社RCAにとって、1926年の相互認可契約に反しロイヤリティの二重徴収という問題を生むことになった。(3)修繕や取替え部品の供給はERPI社が排他的に行う。このうち特に第1の問題については、映画器具分野のベル・システムの最大の競争会社RCAとの数回の小競り合いの末、1928年8月、RCA製の再生装置のテストがニューヨークのアストロ劇場で行われた。その結果、同装置はWE社の認可基準に達していることが公式に発表され、RCA社の提訴も辞さない構えを前にして、ERPI社もついに1928年12月、ライセンス契約を修正して劇場での音声再生装置の選択の決定は映画制作者の判断にまかせることとした。かくして、1928年12月29日に、WE社製の音声装置を装備している劇場は1,046であるのに対し、そうでない劇場はわずか95だけであったが、1年後にWE社製装備の劇場3,267に対し非WE社製装備の劇場は急激に増えて4,926となり、これは価格競争の結果による²⁴⁾。

図表7は、ERPI社の1928—1936年における総営業収益、純利益等の推移を示したものである。これによってERPI社は、それなりの業績を確保していたが次第に衰退傾向となり、同社がAltec Service Co. (ERPI社の前従業員によって設立された会社)に引継がれ、WE社が映画産業から撤退したのは1937年12月4日のことであった。既述のごとく、ギフォードは1926年に「放送局の目的は電話システムの目的とはまったく異なっている」とい

う理由で AT&T をラジオ放送事業から早期に撤退させ、また1927年にはダラス宣言で「可能な限り安い料金で最良の電話サービスを提供する」というひたむきな目標をかかげ、その実行を誓っていたはずである。「電話事業以外への投資は行わない」という彼の経営方針から、映画産業が除外ないし遅延されて経営失策の1つとなったことは明らかであるが、その要因としてギフォードは1936年に FCC で次のように証言していた²⁵⁾。

「EPRI 社の処分問題について2—3回検討したことを記憶している。しかし私は、この問題で袋小路に入ってしまったのである。……今思い出すと、最後まで障害となったのは EPRI 社は納めた装置に対して責任を負い、かつその損害訴訟に対しても責任を負うことになっていたという事実であった。……もし、映画制作者からの承認が得られなかったならば……この契約内容を書換えることは事実上不可能であったと思う。」

いずれにしてもベル・システムは、電話サービス以外の活動においても、各分野で重要な特許の自社開発ないし他社の開発した関連特許との相互認可契約を結び、被契約者以外にそれら特許の使用を制限することによって独占を強く意識していたといえる。しかし、非公益事業での独占に

図表 7 EPRI 社の営業成績の推移 (1928—1936年)

年次	平均劇場数	総営業収	純利益	劇場当たり週平均収益
1928	451	\$946,000	\$70,000	\$40.34
1929	2,101	3,372,000	125,000	30.86
1930	4,122	5,526,000	1,103,000	25.80
1931	5,109	5,057,000	965,000	19.03
1932	5,457	4,833,000	1,062,000	17.03
1933	5,234	4,338,000	886,000	15.94
1934	5,168	4,240,000	356,000	15.78
1935	4,740	3,011,592	-269,620	12.22
1936	4,571	1,190,100	-129,700	5.00

(出所) FCC, *op. cit.*, p. 407.

対する批判は厳しく、またライバル会社との激しい競争を回避するため、ベル社はまもなくそれらの分野から撤退し、この繁栄の1920年代を通じて、むしろ公益電話事業での独占的地位の長期にわたる持続とその保全のための戦略に専念したことが明らかである²⁶⁾。

3. 大恐慌期：1934年通信法の成立と第1次電話調査

(1) 無線通信規制の展開と1934年通信法の成立

1920年までの無線の主な利用方策は海上通信と若干の地点間通信であったが、既述のごとく、その年に最初のラジオ放送局が開設され、1923年のピーク時にはアメリカに591の放送局が存在するまでに急激な発展をみせるようになった(図表8)²⁷⁾。その後も放送局開設の要請がますます増大したため、無線通信における混信を防ぐことを第一の任務とする商務長官は、現存する政府局および民間局の通信に当然妨害を及ぼすような無線施設の申請は認可しないという方針をとらざるをえなくなった。混信のおそれありという点以外では法規上完全な適格者である申請者にしてみれば、このような理由での免許拒否処分は納得し難いものであった。しかし1926年に至って、1912年の無線通信法に対する致命的ともいべき判決が連邦地方裁判所の1つによって下された。すなわちコロンビア地区のウイルカーソン判事(Judge Wilkerson)が、いわゆる“wave jumping”(例えば、指定外の周波数の使用等)は同法違反でないと断定したのである。このような判決があり、またこの判決を尊重して1927年7月8日に臨時法務長官(Acting Attorney General)のドノバン(Donovan)は、商務長官が放送局の周波数・出力・業務時間等を決定し制限する権限は本来保持していないとして無線通信の管理統制を放棄してしまったため、その後わずか6カ月の間に放送局の数は新たに100も増加し、いわゆる「法律の破綻」(“break down of the law”)とよばれる放送界の麻痺の混乱時代を迎えることとなってしまったのである²⁸⁾。

図表 8 1921—1924年における毎月の放送局数変化

年	次	新 設	取 消 し	増 加	減 少	総 数
1921						
	September	3		3		3
	October	1		1		4
	November	1		1		5
	December	23		23		28
1922						
	January	8		8		36
	February	24		24		60
	March	77		77		137
	April	76		76		213
	May	97		97		310
	June	72		72		382
	July	76	23	76		458
	August	50	22	50		508
	September	39	29	16		524
	October	46	20	24		548
	November	46		17		565
	December	31		11		576
1923						
			34			
			13			
	January	28	29		6	570
	February	24	14	11		581
	March	30	25	1		582
	April	21	50	7		589
	May	27	25	2		591
	June	32	11		18	573
	July	19	16		6	567
	August	7	14		4	563
	September	15	33		1	562
	October	22	34	8		570
	November	12			21	549
	December	12			22	527
1924						
			20			
			7			
	January	27	11	7		534
	February	21	19	14		548
	March	32	11	21		569
	April	27	19	8		577
	May	23	11	12		589
	June	27	81		54	535
	July	22	13	9		544
	August	7	18		11	533

(出所) H. L. Jome, *op. cit.*, p. 70.

こうした混乱状態の到来を予測して新しい規則の制定が強く求められていたが、議会は新無線法の審議に既に3年以上の日数を費やし、なかなか決着がみられなかった。しかし、当時の商務長官であったハーバート・フーバーは、この無線通信界の混乱状態を改善しラジオ放送事業の健全な発展をはかるためには連邦政府に協力的な規制権限を与える以外に方法はないと決意し、多くの反対を排して1927年無線法（Radio Act of 1927）として知られる法律を1927年2月23日に議会を通過させた。この1927年の無線法は、先ず無線通信事業を規制・支配していた既存の多くの法令や決議を無効にしたが、その中には1912年の無線通信法、1920年の両院合同決議（それは、一般大衆のために政府所有無線局の業務を規制していたもので、1922年、1925年に修正された）等が含まれる。法律の規定は広範かつドラスチックなものであり、これによって無線通信事業、特にラジオ放送事業の混乱解消がはかられたが、同時に放送事業は自分自身で規制することは不可能であり、政府の強力な介入が必要であることが明らかにされた。1927年無線法の欠陥として指摘できるのは、第1に、放送事業に対する規制権限が連邦無線委員会に一元化されず商務長官にもある程度の権限が残されたことであり、第2は、放送事業と密接な関連をもつ電信・電話事業等の規制権限が連邦無線委員会に与えられず州際商業委員会に与えられ、しかもこの委員会は鉄道運輸事業の監督に重点をおき通信事業に対する規制が有名無実化されていたことである。しかし電信・電話会社では、国内および国際通信業務のために無線を利用することが次第に多くなってきていたし、また同時に放送事業の発展はこれらの回線施設に依存する程度を高め、ことに全国規模での連鎖放送のために電話回線を利用することが増大し、こうして放送事業と電信・電話事業を一元的に規制する連邦政府機関を設ける必要性が痛切に感じられるようになっていたのである²⁹。

このような時、1933年にローズベルト大統領（民主党）は、放送・通信事業についての総合政策を検討するための調査委員会を設けた。この委員会

は、ラジオ放送の規制権限は連邦無線委員会に、電信・電話事業の監督は州際商業委員会に、また有線業務については規制権限が場合により郵政長官かまたは大統領に与えられるというようにさまざまな機関にわかれていたのでは規制の実効をあげることはできないとし、1つの新しい連邦委員会を設け、放送・通信事業に対する規制権限をこの委員会に一元的に統一すべきであると勧告した。この勧告にもとづいて1927年無線法に代る新通信法 (Communications Act of 1934) が1934年6月19日にニューディール立法の1つとして制定され、これにより連邦無線委員会は廃止され、それに代って有線または無線によるすべての州際および海外通信を規制する権限を有する連邦通信委員会 (Federal Communications Commission. 以下、FCC と略称する) が新たに設立されることとなったのである。この1934年通信法は、1つには有線通信の法規から電信・電話事業の規制を継承し、他は無線通信の法規から無線施設および通信士の免許制による規制手続きを継承し、以上2つの遺産の上につくられたもので、第1編、一般条項 (General Provisions)、第2編、通信事業者 (Common Carriers)、第3編、無線に関する特別規定 (Special Provisions Relating to Radio)、第4編、訴訟手続きおよび行政規定 (Procedural and Administrative Provisions)、第5編、一般的罰則規定 (Penal Provisions-Forfeitures)、第6編、雑則 (Miscellaneous Provisions) の以上6つの部分から構成されていた³⁰⁾。

1934年通信法の基本的特徴として次の5点を指摘できるが、それらは、その後のアメリカ電気通信行政の全体を貫く指導原理となっていることは銘記されるべきである³¹⁾。①本法の特徴の第1は、電信・電話、ラジオ放送事業について私有私营形態の原則を認め、政府の干渉と支配を防ぐ立法上の制限を設けながらも同時に公共の利益を最優先させ、この政策を実施すべき新たな連邦政府機関を創設したことである。1929年のウォール街株式大暴落に始まる大恐慌時代に、自由主義経済そのものを変革しようとする風潮の高まりとともにアメリカにおいてもヨーロッパ諸国の例になら

い、これらの事業を国有体制のもとに運営すべきであるとの議論が再燃した。しかし、アメリカの“Business is business”という伝統的自由主義経済を信奉する勢力にいつも支配されていた議会は、この国営論をしりぞけた。と同時に、電気通信事業は国民の生活に大きな影響力を持っているため政府がきびしく統制することを国民は要望し、議会を動かして1934年通信法を制定するまでにいたらしめたものは、1930年代初頭に国民の間にみなぎっていた以上のような要望であった。②1934年通信法は州際および海外通信に限り適用され、従って州の境界線をこえない有線回路により送受信される電信・電話業務については FCC の規制するところではない（同法第1条）。アメリカは州の独自性を保ちつつ中央集権的連邦国家の実現を目指す憲法にもとづいており、したがって電気通信規制においても、州際・国際通信は連邦に、州内通信は州にそれぞれ管轄権があり、両者にまたがる問題については、FCC と州の公益事業委員会の合同委員会によって調整が図られた。③電信・電話事業についてある程度の独占を認めてはいるが、その反面、独占の弊害を防ぐために FCC の規制権限を強化していることである。この法律が制定された当時においては、電信・電話事業は既に“natural monopoly industry”（自然独占産業）として認められるようになっていた。すなわち二重投資の不経済性の事例は歴史の示すところであるが、また逆に独占企業が不当に高い料金を課した事例もまれではなかった。従って、このような略奪的経営を防ぐために、この法律は州際および海外通信業者の料金と業務を FCC の規制の下におくことを定めたのである。④電信・電話およびラジオ放送事業について私有私营形態の原則が認められている当然の結果として、これらの会社が使用する線条、ケーブル、その他の物理的装置を含む有体施設の私有は認められているが、しかし、これらの会社が使用する無線通信チャンネルの所有権は彼らに属していないということである。同法第301条は、この法律の主要な目的の1つが州際および海外無線通信チャンネルのすべてに対する合衆国の管理を維持す

ることにあると明確に規定しているが、これらのチャンネルは FCC により付与された免許に基づいて一定の期間に限り一定の条件の下に使用することができること、およびこの被免許者は免許状の条件およびその期間をこえていかなる権利をもつと解釈してはならないと定めている。すなわち合衆国は、電信・電話、ラジオ放送会社にその使用するチャンネルの所有権を与えたのではなく、免許状の条件と期間に従って単に使用する権限を認めただにすぎない。無線通信チャンネルの所有権そのものは連邦政府に属し、連邦政府は公共の利益、便宜または必要性に役立つと考える場合に、一定の条件の下でチャンネルの使用を私人に認めるという建前をとっているのである。⑤1934年通信法全体に流れている大きな特徴は、“public interest, convenience or necessity”（「公共の利益、便宜または必要性」）という理念である。FCC がその権限を行使するにあたり広い自由裁量を与えられている場合に、その判断の基準をなすものは常にこの「公共の利益、便宜または必要性」という理念であり、FCC がもしこの基準に反して決定を行った場合には、いつでも裁判所に提訴して救済を求めることができる。また通信サービスに対する料金、業務内容、通信の種類、諸取扱規定、および施設等に関する、特定の人物、集団、地域による差別待遇および不当な優先権の設定を禁止（第202条）しているのも、この基本理念に基づくものであった³²⁾。

(2) FCC による第1次電話調査

1934年通信法の制定により ICC に代る FCC の新設は、単なる行政機構の再編成とはまったく異なり、従来のもっぱら鉄道に関心を有し、電気通信事業にはほとんど関心を示さなかった古い監督機関に代って、他の何よりも専ら通信業務に関心を持つ監督機関を設置するという実質的な変革であった。実際、これは電気通信事業に対する連邦政府の本格的な規制・監督の始まりを示すものであり、新設の FCC は、他のニューディール関連

機関と同様、企業および経営者の不正をあばき、姿勢を正そうとする熱心な改革主義者で構成されていた。特に電話部門の委員長であったポール・アトリー・ウォーカー (Paul Atlee Walker) は、当時50歳のオクラホマ州出身の法律家でクェーカー教徒の子孫であり、ショーンー高等学校の校長、オクラホマ大学講師、そして農業州であるオクラホマ州ではもっとも重要な貨物運賃に関する同州の特別顧問を経験しており、彼は、クェーカー教徒らしい一途さと理想を持ち、AT&T にとってはバールソン郵政長官以来もっとも手ごわい連邦政府高官となることとなった³³⁾。

1934年11月、FCC はその実質的活動の手始めとしてすべての電話会社の調査を開始し、翌年3月15日、第74議会は AT&T に狙いをしばった共同決議案を採択し、FCC に対して AT&T に関する特別全面調査を命じた。この調査は1938年までかかり、延べ300人以上の調査官と当初は75万ドルの予算、総額で150万ドルの費用を要した。その調査範囲は、1876年の電話事業の開始にさかのぼり、企業構造の形成と発展、競争の削減、研究開発と特許、WE社と電話器具コスト、経営方針・運営施策、財務状況、電話以外の事業内容、そして年金計画から広報活動に至るまで、文字どおりベル・システムの端から端まですべてが調査の対象となった(図表9のウォーカー・レポート目次を参照)³⁴⁾。1935年の AT&T 年次報告書の中で、ギフォード社長は「本調査ができる限りすみやかに完了するように、我々はあらゆる努力を払っている」と述べ、1935年・1936年にかけて彼の証言記録は273ページに及び、その範囲は AT&T の企業構造、財務、WE社との関係、傘下の電話会社と契約した特許内容、配当金の維持、電話以外の事業内容、ベル電話保険会社(この会社は結局1936年9月に解散された)を通じた自社株式の振興策など、実に多岐にわたっていた。しかし、間もなくこの調査に対する AT&T 側の批判は1936年から始まり、それは次第に強いものとなっていった。FCC が AT&T の証人申請を拒否し、また FCC の証人に対する AT&T 側の反対訊問を許可しなかったことに AT&T の攻撃

図表9 ウォーカー・レポートと FCC 最終報告の対比

1938年ウォーカー・レポート		1939年 FCC 最終報告	
(ページ数)	(ページ数)	(ページ数)	(ページ数)
1. ベル・システムズの発展と組織	2	I 現状分析	1
(1) ベル・システムズの企業発展史	45	1. ベル・システムズの企業発展史	
(2) ベル・システムズの成長	70	(1) 親会社の発展史	
(3) ベル・システムズの現在の企業構造, 資本構造, 職能組織	92	(2) BOC の発展	
(4) ベル・システムズの経営支配権		(3) WE 社の発展史	
2. ベル・システムズの経営方針と実践	134	2. ベル・システムズの成長	37
(5) 競争の削減	167	3. ベル・システムズの企業構造と資本構造	65
(6) ライセンス・サービス契約	200	4. ベル・システムズの経営支配権	83
(7) 研究調査	243	5. 競争の削減	123
(8) 特許	282	6. ライセンス・サービス契約	147
(9) 技術と標準化	317	7. 研究調査	180
(10) WE 社の製品価格と電話器具・備品・原材料の製造コスト	387	8. 特許	213
(11) 減価償却	412	9. 技術と標準化	247
(12) 通話活動——国内と国外	454	10. WE 社のコストと価格	284
(13) ラジオ放送	471	11. 減価償却	326
(14) 通信以外の事業	489	12. 通話活動——国内と国外	351
(15) ベル・システムズの資金調達	531	13. ラジオ放送	387
(16) ベル・システムズの年金計画	561	14. 通信以外の事業	401
(17) 広報活動		15. ベル・システムズの金融	417
3. 電話サービスや料金に対するベル・システムズの政策や実践の影響	582	16. ベル・システムズの年金計画	455
(18) ベル・システムズの利益	655	17. 広報活動	475
(19) ベル・システムズの電話サービスのコスト	680	18. ベル・システムズの利益	491
4. 結論と勧告	691	II 結論と勧告	
(20) 有線通信に関する国家政策の必要性	698	1. 現在の規制問題	569
(21) 現有機関で決定できる問題の概要		2. 要約と提言	573
(22) 有線通信に提案された国家政策達成に必要な立法			

(出所) FCC, *Proposed Report Telephone Investigation* (Walker report) の目次, および FCC report, *op.cit.*, の目次より作成。

は集中しており、同年の年次報告書でギフォードは、「これまでの調査は一方的なものである」と不満を表明している。1938年2月23日、ウォーカー委員長は最終的に報告書を公開したが、この文書の結論部分はおもっぱら委員長自身の執筆により、他の FCC 委員は賛成しなかったものである。このウォーカー・レポートは、AT&T の事業運営方策について広範囲にわたって強い調子で攻撃を加えており、中でも特に WE 社の経営は、以下のごとく激しい攻撃の対象となっていた³⁵⁾。

「ベル・システムの一翼を担う WE 社は、アメリカの電話機製造の実質的な独占を享受しており、その売上は電話機製造業者全体の90%以上にのぼる。BOC によって提供される巨大な市場は独立会社には閉ざされており、したがって小規模な独立電話機製造業者の既存グループは WE 社の真の意味での競争者ではない。独立電話会社は主に小規模な交換局で営業しており、そこでは電話設備の成長率が低く、新しい器具や機械に対する需要は制限されている。……独立製造業者の WE 社への依存から、彼らは真の独立業者ではない。WE 社は、それ自身の売上や他の製造業者への影響力によって、アメリカの電話機製造分野の全体を支配しているといわれる。電話機製造産業の効果的な競争は全売上の約6%にすぎず、そこでは独立製造業者が独立電話会社のために製造しているが、残りの94%は、非競争的に WE 社から BOC に販売され、極くわずかなものが独立業者から WE 社に販売されている。」

「1936年における WE 社の実際の製造コストの調査は、……同社の原価計算方式によって実際のコストや正当なコストより過大評価されていることを明らかにした。コストの測定は、1936年の最初の10カ月に WE 社生産の36%以上を占めるホーソン、カーニー、ポイント・ブリーズ工場で製造された器具や設備、ゴム包装の電線、鉛包装のケーブルなど61項目におよんだ。……これら61項目の調査によって、WE 社の帳簿上のコストは最大許容コストより約20%過大であることが明らかになった。

WE 社が電話器具や設備の製造において1936年に目標としている投下資本利益率6%を確保するためには、同社の価格は大幅に削減されてしかるべきである。WE 社のホーソン、カーニー、ポイント・ブリーズ工場で製造されている

器具55項目の調査結果によると、その削減率は最大許容コストに基づいて約30%となる。……WE社と独立電話機製造業者の間接費の比較にもとづく正当なコストによると、1936年に器具や設備の価格を37%引下げても投下資本利益率6%を維持できる。」

「WE社の価格に基づくBOCの評価の合理性のチェックとしてWE社のコストを調査する必要があるのは、BOCの競争的購入とWE社の規制が完全に欠如していることによる。……それゆえBOCに対する電話器具や設備、ケーブルやその他の原材料の合理的価格を確立する目的は、次の2つである。第1に、公益企業としてWE社を規制することによって、適正な原価計算記録が保持され、期間的な算定は製造コストを合理的なものとする。第2に、BOCによる競争的購入を制度化することによって、独立電話機製造業者がWE社と競争してベル・システムの必要とするものを提供できる。この2つは、高度に訓練され有能なスタッフのFCCによって可能となり、第1によって合理的なWE社のコストの算出、また第2によって、ベル・システムで使用する電話器具、設備、原材料の満足すべき標準が確立され、それによって合理的で適正な設備を持つ製造業者はBOCの注文を競争できるようになる。」

すなわちウォーカーは、アメリカ電話機製造を独占しているWE社が製品価格を37%引下げても投下資本の6%に当たる利益をあげていると批判し、その対策として、WE社のコスト算定を直接規制し、さらにAT&Tの資材購入に関しWE社と他の製造メーカーとの競争入札を義務づける法案の制定を提案したのである。これに対してAT&Tは1938年10月25日、「電話調査のウォーカー・レポートに関するベル社の覚書」(*Brief of Bell System Companies on Commissioner Walker's Proposed Report on the Telephone Investigation*)を公表し、「今回の調査のような一方的なやり方では信頼できる結論を得ることはできず、ウォーカー・レポートは不公正(unfair)で、不正確(incorrect)で、不完全(incomplete)であり、不健全(unsound)な勧告をしている」として、各論点について逐一反駁した。特にWE社の製品価格について、AT&Tの「覚書」は次のように述べていた³⁶⁾。

「第10章（WE社の価格とコスト）の結論では、(a)WE社が事実上独立していない他の製造業者を支配し影響を与えている、(b)WE社の価格は独立業者より高い、(c)ベル・システムの会社に売却される製品について、WE社の利潤マージンは高い、(d)WE社のコストは独立業者より高いとしており、これらの記述は、事実と反するか事実を極度に歪めている。」

「WE社の価格が独立業者を越えていることを示すものとして、ウォーカー・レポートは価格比較の要約を提示している。問題は6つの器具クラスについて限定され、WE社の価格は6つのうち4つについて高いとしている。しかし、われわれの調査によると、その4つのうち3つはWE社の価格の方がより低く、唯一の例外は、ほとんど無視してもよい磁気スイッチ板（magneto switchboard）についてだけであった。この証拠として、4つについて調査者によって実際に比較された年ベースの売上金額を示しておく（図表10）

図表10 WE社と独立製造会社の価格比較 (ドル)

1. 本社設備の小型共通バッテリー（small common battery） 比較期間（1921—1931年）における平均年次売上高	107,394
2. 小規模本社用の磁気設備（magneto equipment） 比較年次（1936年）におけるWE社の比較対象物出荷額	8,943
3. 業務用私設交換台（private branch exchange） 比較年次（1936年）におけるWE社の比較対象物出荷額	41,067
4. 鉛ケーブル（lead covered cable） 比較年次（1934年）における実際売上高	276,581
	433,985

（出所）AT&T, *Brief of Bell System Companies on Commissioner Walker's Proposed Report on the Telephone Investigation*, p.171.

この435,000ドル余りの金額が、WE社の価格は独立会社のそれを越えていると主張するウォーカー・レポートの根拠である。それは、WE社の電話器具や鉛ケーブル等の年売上上の僅か1%にも満たないものである。ウォーカー・レポートは、長年にわたり反対の結論を提示したベル社の膨大な価格調査を無視している。」

「第10章の結論では、WE社の原価計算制度を不当に批判し、最大許容コス

トや正当なコストに比して1936年時点で器具や設備のWE社の価格は31%ないし37%引下げるべしとし、さらに最終的に、WE社の規制と電話会社の競争的購入が望ましいとしている。こうした提言やWE社へのその後のコメントは、第10章の資料に基づいている。しかしそれらは脚色され、結論はその根拠となる調査と同様に有効ではない。健全な建物は不健全な基礎の上に成立ちえないのである。

従って、WE社の規制と競争的購入の訴訟はなされるべきでない。ウォーカー・レポートにおける不公正な攻撃は、新たな調査の下に破棄されるべきである。反対に、われわれがここで展開した主張は実証され、両サイドを公正にあつかった公平な調査を証明している。提示された勧告に対するわれわれの解答は、(1)WE社はベル・システムの諸会社の利益に忠実に役立っている、(2)WE社は効率的で革新的な製造業者であり、その政策は電話利用者に有益である、という以上2点である。」

すなわち、AT&Tはウォーカー・レポートに対して、その報告が偏見に満ちており、ずさんな調査に基づいており、従ってウォーカーが提唱する勧告をそのまま受入れるにはあまりに根拠が希薄であると主張した。そしてワシントンでのAT&Tのロビイストたちは、ウォーカー・レポートが正式に採用され、FCCの印刷許可を受けて公に発行される前に、ウォーカーの辛辣な言葉の大部分を取除くことに成功した。かくして、FCCの新委員長フランク・R・マクニッチ (Frank R. McNinch) は、1939年6月の総会においてウォーカー・レポートに代る新報告書を提出することを決定し、1939年6月14日、「アメリカにおける電話産業の実態調査」(Investigation of the Telephone Industry in the United States)と題する全602ページの最終報告を公開した。しかし、AT&Tはウォーカー・レポートの事実について資料を退けることができず、前報告書の実データの大部分を再録したが(図表9の1939年最終報告書目次を参照)、その調子・提言ははるかに柔軟になっており、特にWE社に対する将来の規制強化に関する勧告は、以下の

ようにまったく見られなくなっていた³⁷⁾。

「ベル・システムの製造部門としての WE 社は、電話器具や設備について BOC により提供された巨大な市場を排他的に支配している。電話器具や設備に対する BOC の投資は、全米電話工場の総帳簿費用のほぼ90%を占めていた。この投資の大部分は、WE 社から購入した器具・設備・資材によって占められ、したがって電話サービスを供給するコストは WE 社の価格によってかなり影響された。」

「WE 社と独立製造業者の製造状況や市場状況における相違によって、WE 社の価格の合理性を検証する際にあまり有効とはならない個々の価格の比較がなされる。そのような相違点とは、(1)WE 社によって供給される市場と独立業者によって供給される市場の規模、(2)顧客の購買予測に関する有効な情報を WE 社は利用できるが、独立製造業者にはそのような情報が欠如していたこと、(3)独立会社は製品の販売費を要するが、WE 社にはそれが無用であったこと、(4)独立製造業者と WE 社間の相対的な信用リスク、などである。」

ウォーカーや FCC にとって不幸なことは、この1939年の最終報告書が第2次大戦勃発の2カ月前前に公開され、ワシントンの役人の注意が国内問題からそらされ、戦争前夜のはるかに劇的な数々の事件によってその内容がほとんど無視されたことであった。その報告書は政府の忘却の彼方に置き去られ、ウォーカー調査スタッフたちは解散し、彼らの多くは連邦政府の他の部局へ移動してしまっただのである。しかし、同報告書の最終章「結論と勧告」の冒頭に示された以下の記述に見られるように、この報告書によって、「電話サービスを自然独占事業と規定し、AT&T の独占を公的規制の下に事実上認可する」という、キングスベリー誓約以来の連邦政府の新たな基本方針が設定され、この「規制下の独占」という理念は、その後1960年代末以降まで一貫して堅持されることとなったのである³⁸⁾。

「アメリカの電話事業は、今日および電話の発明以来常に私的経営形態を

としており、それは当初から公共の利益に強い影響を持つ事業であると認識されてきた。効率的で経済的な電話サービスをもたらす自然独占という必然的特徴、電話サービスと地方および全国の社会的繁栄との密接な関係、近代生活に不可欠な電話サービス、効率的で経済的なコミュニケーション設備の発展による公共の利益、これらによって電話事業の基本的性格は公益事業とされた。つまり、その主たる関心が、無駄な競争の排除、およびそのサービスに対する合理的料金にあり、すべての利用者に適正なサービス、平等な取り扱い、合理的で差別のない料金を提供するために、公的な監視・規制・統制に従うということである。電話事業の重要性和電話業務の大きさが現実的で実質的な規制を要請し、規制計画は公共の利益を守るために展開されなければならず、これは第一義の責任が公共機関にあることを意味する。」

4. 第2次大戦と戦後試練期の克服：全国的労働組合 CWA の成立と第2次反トラスト訴訟

(1) ベル・システムにおける全国的労働組合の成立過程

① 組合主義の勃興と NFTW の成立

図表1に見るように、規制下の独占体制を確立したベル・システムの第2次大戦中および戦後の業績は極めて順調であったが、それを阻害する要因が2つあった。その第1は、AT&T にとり最初の全国的労働組合が1947年に結成されたことであり、第2は、1949年に第2回目の反トラスト訴訟が提起されたことである。

1930—1945年の15年間は、電話事業に限らずアメリカにおける労働組合運動が「温情主義的労使関係」から「集团的・協調的労使関係」に転換するうえで極めて重要な準備期間であったが、特に1929—33年の大恐慌と1935年の全国労働関係法（National Labor Relations Act. 法案提出者の名をとって一般にワグナー法として知られる）の制定はその契機となった。図表11は、1900—1950年における5年ごとのベル・システムの経營業績を示し、図表12は、そのうちのベル所有電話機数、株主数、従業員数をグラフ化（1900年

の数値を100として指数化)したものである。それによって明らかなごとく、大恐慌は電話事業にも次第に悪影響を与え、1931年にベル・システムの電話機数は史上初めて29万2,000台減少、翌1932年にはさらに160万台も減少し、それはアメリカ全体で1年間に電話機10台のうち1台が取外されたことを意味した。また、通話利用回数の減少と、丁度この時期には電話の自動化も急速に進み、1930—1935年にかけて約8万人もの従業員が削減された。しかし、その一方でAT&Tは、総収益が大幅に低下したにもかかわらず、株主に対し1921年以来の9ドル配当をこの時期にも死守して安定株主を確保する政策を打出し、これは不況の打撃を労働者にしわよせするものとして、彼らの企業忠誠心を著しく減退させいった³⁹⁾。

他方、1933年6月にローズベルト大統領の署名により発効したNIRA

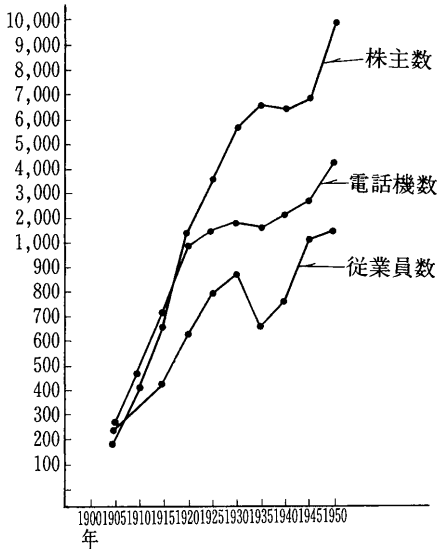
図表11 ベル・システムにおける経営業績

(単位 1,000)

年次	ベル所有 電話機数	総収益	株主数	配当額	従業員数	賃金・給与
1900	835,911	46,086	10,000	7,894	37,067	28,875 (1902年)
1905	2,284,587	96,923	18,000	15,818	89,661	50,576 (1907年)
1910	3,933,056	164,245	41,000	25,161	121,310	
1915	5,968,110	232,721	66,000	32,897	156,294	99,454
1920	8,333,976	448,233	138,448	40,000	231,316	263,729
1925	12,035,224	736,648	362,179	93,243	293,095	381,857
1930	15,682,059	1,094,883	567,694	156,624	324,343	534,468
1935	13,573,025	934,371	657,465	183,145	244,599	387,264
1940	17,483,981	1,205,435	630,902	180,298	282,224	522,095
1945	22,445,519	1,978,418	683,897	187,961	396,567	910,929
1950	35,343,440	3,341,308	985,583	262,901	534,751	1,741,907

(出所) AT&Tのannual reportおよびThe Statistical History of the United States, From Colonial Times to Present. prepared by the United States Bureau of the Census, 1970. pp. 785-786. より作成。

図表12 ベル所有電話機数・株主数・従業員数の趨勢



(出所) U. S. Dept. of Commerce, *op. cit.*, p. 785. より作成。

(National Industry Recovery Act. 全国産業復興法) は、景気回復のための公正競争に関する諸条項とともに、それは労働者の協力なくしては実現不可能であったため労働組合に対しても好意的態度を示し、特にその第7条a項において、①労働者の団結権、団交権の確認、②労働者の団体行動に対する使用者の干渉・抑圧・強制行為の排除、③最長労働時間と最低賃金の設定など、労使関係について歴史的規定を含んでいた。しかし、この条項では会社組合 (company union. これは、第1次大戦直後から大恐慌を経たワグナー法実施までの時期にかけて、アメリカのあらゆる巨大産業で専ら資本家ないし経営者の全面的主導により、一企業または一工場内に作られた従業員代表制度 (employee representation plan を意味する。) が明確に非合法的なものとされておらず、また1935年5月のシェヒター養鶏会社事件 (Schechter Poultry Company Case) において、最高裁がNIRA自体の違憲判決を下したことによって、使用者側はこの産業復興法の規制から解放されることになった。そこで1935年6

月、NIRA の不備な点を補うべく、一般にワグナー法として知られる全国労働関係法が制定され、政府の組合保護政策はさらに継承・強化されていったが、それは①労働者の組織権・団体交渉権・ストライキ権を確認し、使用者の反組合的行動を明確に不当労働行為として規定、②会社組合を公けに非合法とはしないが、これに対する使用者の支配を禁止、③連邦巡回裁判所を通じて命令の執行を強制する権限を有する全国労使関係委員会 (National Labor Relations Board) の設置などを主な内容としていた。この法律は、2年後の1937年4月にジョンズ・ラフリン・ステール社事件 (Jones Laughlin Steel Company Case) において、連邦議会は州際通商に従事するあらゆる労働者の労働関係を規律する権能があるとして合憲判決を受け、以後ほとんどすべての産業企業内の会社組合は終焉を告げた。そして、それに代って例えば自動車、鉄鋼など大量生産事業に全米規模での各産業別労働組合の形成が進展し、ひいてはその巨大な連合組織であるCIO (1935年10月設立の Committee for Industrial Organization. 産業別組織委員会が、1938年11月に Congress of Industrial Organization. 産業別組合会議となる) の結成へと道をひらいたのである⁴⁰⁾。

電話事業においても1937年末までに、それまでの会社組合は約184の組合にとってかわられて電話会社との形式的な分断・独立を既に完了していたが、それがさらに他の組合との連合を考える契機となったのは年金問題であった。例えば、イリノイ合同工場評議会 (Illinois Joint Plant Council) は、1937年10月末に年金および社会保障制度の改善提案を経営者によって否決された時、このような広範な問題を処理するためには従業員の全国会議が必要であることを痛感した。かくして1937年12月に、セントルイスで第1回のベル・システム従業員の全国会議がオハイオ電話労働者組合の所長トマス・トゥイッグ (Thomas Twigg) の提唱により開催され、これには8万人以上の会員による17の電話組合から29名の代表者が出席し、ここに電話組合主義の新時代が始まったのである。会議は、新組織を単なる情報

交換所方式とするか全国組合方式をとるかで意見がわかれたため延期され、翌1938年6月の第2回シカゴ大会で全国組合方式を採択、同年11月の第3回ニューオリンズ会議でこの新組織の正式名称を全国電話労働組合連合 (National Federation of Telephone Workers. 以下、NFTW と略す) と決定、そして1939年6月にニューヨーク市で16万5,000人の会員による42の組合代表者95名で開催された第4回全国会議で、この NFTW の正式発足が承認された。NFTW が直接受継いだ基本的性格は会社組合であり、いわゆる会社組合主義たる①地方的な自己満足、②戦闘性への不信、③不承不承ながらの現状容認、④経営者との関係における根深い劣等感等も継承された。また、個々の傘下組合の分離主義ないし孤立主義は、後になって強い中央集権的組織を作ることを困難ならしめたが、それは NFTW の指導者に対しては、その構成組合に対する強い責任感を植付ける結果となった⁴¹⁾。図表13は、その後の NFTW の傘下組合数、組合員数、予算等の推移を示したものであるが、それらは年とともに漸増し、後にベル・システムの相手として最も強力な主要組合の原型となったことが明らかである。また図表14に見るように、電話労働者の実質賃金 (1935—1939年の物価水準による) は、1941年の時間当たり77.9セント、週当たり31.12ドルから、1943年にそれぞれ70.4セント、29.37ドルへと低下した。これは、物価指数および他産

図表13 NFTW の組織拡大

年次	傘下組合数	組合員数	年会費 (ドル)	予算 (ドル)
1939	27	92,130	.10	10,000
1940	32	101,334	.36	34,565
1941	37	106,964	.36	45,046
1943	37	128,090	.60	76,854
1944	40	125,078	1.20	98,878
1945	47	170,036	1.20	204,043
1946	46	217,549	2.40	—

(出所) Jack Barbash, *Unions and Telephones*, p. 28.

図表14 電話会社の収益・順位・および実質賃金

年次	電話会社の時間当たり平均収益 (セント)	電話会社の週当たり平均収益 (ドル)	全製造業の時間当たり平均収益 (セント)	全製造業の週当たり平均収益 (ドル)
1939	82.2	31.94	62.3 (1939.1月)	23.86
1941 (1月)	82.4	32.52	66.4	26.64
1941 (12月)	84.2	34.25	76.2 (1942.1月)	32.18
1943 (1月)	85.6	35.06	85.9	40.62
1945 (3月)	95.1	40.60	97.2	47.51
1947 (12月)	122.9	47.83	125.2	52.74

年次	123 産業における時間当たり電話収益の順位	123 産業における週当たり電話収益の順位	55産業における時間当たり電話収益の順位	55産業における週当たり電話収益の順位
1939	16	22		
1941 (1月)			12	20
1945 (3月)			32	33
1945 (5月)	75	86		
1946 (2月)	91	88		
1947 (12月)			34	38
1949 (5月)	67	75		

年次	物価指数	時間当たり実際収益 (ドル)	時間当たり実質賃金 (セント、1935—1939年基準)*	週当たり実際収益 (ドル)	週当たり実質賃金(ドル、1935—1939年基準)*
1939	99.4	0.82	82.5	31.94	32.14
1940	100.2	.83	82.8	32.44	32.40
1941	105.2	.82	77.9	32.74	31.12
1942	116.2	.84	72.1	33.97	29.16
1943	123.6	.87	70.4	36.30	29.37
1944	125.5	.91	70.6	38.39	30.59
1945	128.4	.95	74.0	40.01	31.16
1946	139.2	1.12	80.4	44.00	31.61
1947	159.2	1.20	75.4	44.77	28.12
1948	171.2	1.25	73.0	48.92	28.57

* 実際収益を物価指数で除して算定。

(出所) J. N. Schacht, *The Rise of the Communications Workers of America*, pp. 464-465.

業の平均実質賃金の上昇（それは、電話賃金が1939年の時間当たり16位、週当たり22位から、1946年にそれぞれ67位、75位に大幅に低下したことによっても明白）と比較すると極めて対照的であり、要するに電話産業は第2次大戦中に高賃金産業から低賃金産業に転落したことが明らかである。このため、この期間中に NFTW 傘下組合では紛争が頻発し、それは1943年までに14を数えるほどであった⁴²⁾。

② 集権的全国組合 CWA の成立

第2次大戦直後における物価・賃金の戦時統制の撤廃とともに、アメリカ労働運動は最高潮に達し、終戦日から1946年3月の間に、400万人の労働者が少なくとも1度はストライキに参加したといわれる。アメリカ電話事業では、それ以前の1943年、急激に成長しつつあった NFTW が、扇動者的資質と管理者的資質の双方を兼ね備えたジョセフ・A・バーン（Joseph A. Beirne）を新しく委員長に選出した。その前任者ポール・E・グリフィス（Paul E. Griffith）の時代に、NFTW はどちらかといえば「忠実な勤労者」（“loyal employee”）の組合としてよく知られていたが、バーン委員長は、それとは全く対照的な戦闘的な組合へと変革し、かくして、特に1945年暮れから1946年初頭にかけて大規模なストライキ運動が相次いで集中的に起こった⁴³⁾。

最も注目すべきストライキは、1946年2月18日に NFTW 執行委員会とその傘下組合委員長が会合を開き、スミス・コナリー法（Smith-Connally Act. 1943年6月に制定された戦時労働争議法で、特に軍需産業でのストは30日間の予告期間を要すると規定した）にもとづき、賛成多数で3月7日午前6時の全米規模でのストを可決したことである。組合側の公式要求事項は、週40時間労働、週当たり10ドルの賃金引上げと、1時間当たり65セントの最低賃金の保証であったが、さらに重要な点は、バーン委員長が自動車や鉄鋼産業と同様に、ベル・システム全体にわたる統一交渉制度の確立を AT&T に強く迫っていたことである。これに対して AT&T を代表する人

事担当副社長クレオ・F・クレイグ (Cleo F. Craig, 1951—1956年に AT&T 社長) は、電話会社はそれぞれ独立しており、個別交渉を個々に行うべきであって、AT&T は長距離回線部門に関してのみ全米規模での交渉に応じると主張しつづけた。交渉は難航したが1946年3月7日午前5時半(スト予定30分前)、20時間の交渉の後にバーン・クレイグ協定 (Beirne-Craig agreement) が成立した。これによって AT&T と長距離回線部門の合意内容をもって各電話会社と NFTW 間の合意とし、またこの協定以後、それまで電話産業の3分の2によって受諾されていた3ドル、4ドル、5ドルの賃上げパターンは、5ドル、6ドル、7ドルおよび8ドルのパターンへと変更された。しかし、それ以上にこの協定が有する重要な点は、まず AT&T の歴史において初めて会社が連合した1つの組合と交渉したということ、また NFTW の構造に内在する分離的諸情勢にもかかわらずゼネストなしに1つの協約が締結されたということであり、これは、NFTW の直接交渉において最大の成功であったといえる⁴⁴⁾。

第1ラウンドは組合側の勝利となったが、まもなく第2ラウンドがやってきた。1946年末に、NFTW の執行委員会は、翌1947年の全国的交渉目標として次の10項目をかかげた。①週12ドルの賃金引上げ、②組合の維持強化、③地域給格差の是正、④1営業区域内における賃金段階数の削減、⑤賃金昇級表の短縮、⑥事務補助に対する職務等級の樹立、⑦職務管轄の明確化、⑧組合役員に対する取扱い規定、⑨休暇の改善、⑩年金規定の改善。そして、以上の要求に対し4月7日までに合意が達成されない場合には、NFTW 傘下全組合の代表者49名で構成される中央政策委員会 (central policy committee) に、全国規模でのストライキを宣告できる権限を与えた。今回は、AT&T が前回の敗北を反省して万全の体制を整え、必要なら全国的規模のストを受けて立つ構えをとった。かくして1947年4月7日午前6時に、37万5,000人のベル従業員が9つの州を除く(ニューイングランド6州は長距離部門を除いて NFTW に無所属、モンタナは職能別組合 IBEW (Intern-

tional Brotherhood of Electrical Workers. 国際電気労働者友愛組合) に所属、バー
ジニアとインディアナでは公共事業スト禁止のためスト不参加) 39州でストに突
入し、ここにアメリカ電話産業史上、初の全国規模のストライキがはじ
まったのである⁴⁵⁾。

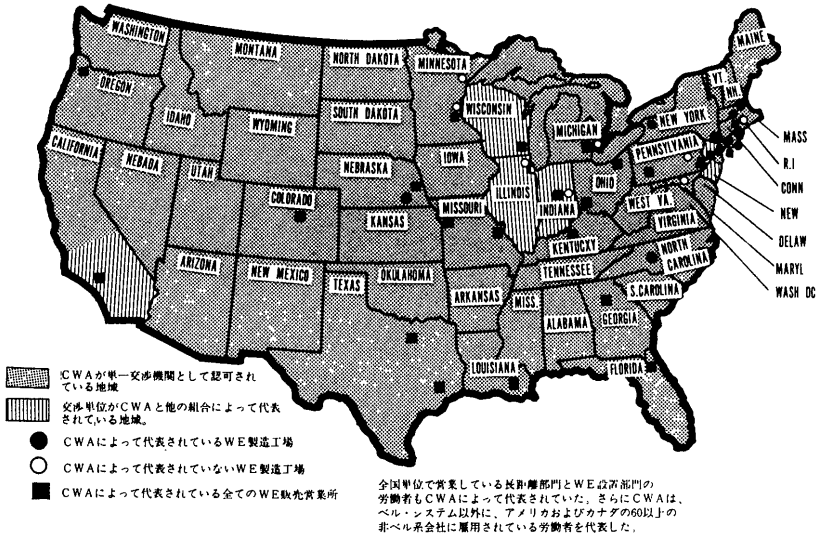
このストライキのその後の経過は、労使共に譲歩しない行き悩みの時
期、会社側が NFTW 傘下の各地方組合ごとに賃金解答を出し始めた時期
を経て、5月8日に長距離回線部門が当初における賃上げ要求額の3分の
1に当たる週4ドル40セントの解答を得てストを終結し、これを契機に、
ほぼ同様の内容の妥結が次々となされ、5月20日までには主要事項にけり
がついて、6月の第1週目にはストライキはすべて終了した。今回のスト
が組合側からみて失敗に帰した要因としては、①経済的耐久力にすぐれた
AT&T が、ストに対する強固な姿勢と対応を整えたこと、②当初の賃上げ
要求額を週12ドルと余りに高く固定したこと、③労働組合に対する国民の
憤激が高まり、公共事業のストを規制する立法措置が連邦議会や各州議会
に続々と提出されたこと(例えば、従来のニュージャージー州法では、州に公共
事業の接收権を認めたものの罰則規定がなかったため、(1)公共事業スト禁止法に従
わない場合、会社および組合双方に1日につき10,000ドルの科料、(2)個々のスト参
加者に対しては、別の罪科として1日ごとに禁固と科料を課す改正がなされた)、
④労働者の信頼を十分に準備しないでストに突入したこと等を指摘できる。
しかし、NFTW の指導者たちは、失敗の最大の要因をその組織自体の欠
陥にありと考え、それは、ストライキの後半において、NFTW 傘下の各組
合が続々とストから離脱し、その自治権にもとづいて個別交渉に応じたこ
とによっても明らかであった⁴⁶⁾。

NFTW は、そもそも AT&T の機構にならって作られたものであるが、
その傘下組合に対する権限については、AT&T が関係会社に対して保持
しているものに遠く及ばなかった。つまり、NFTW の実態は、「自治的組
合のルーズな連合体」(“loose federation of autonomous unions”)という性格の

ものであったのである。このため、「自治条項」(autonomy clause)を排除して単一の全国組合(one national union)を結成しようという動きは、NFTWの初期の会合(1943年2月のシンシナチ大会)以来しばしば見られたが、遂に1946年11月、NFTWのデンバー特別会議において、新組織CWA(Communications Workers of America. 全米通信労働者組合)に関する規定が決定された。これによって、単一の全国組合CWA、ならびにその執行委員会に多大の権限を集中するとともに、従来のNFTWにおける自治的傘下組合はCWAの地域Divisionへと変形され、そこにおける自治権についても、①構造的に明らかに全国組合の最高権威下、つまり大会および執行委員会の下におかれたこと、②地域Divisionの内部問題は全国組合の適度の支配を受け、地域Divisionの認可、役員、資金等についても承認を受けたこと、③従来は規制されなかった地域Divisionの団体交渉およびストライキに対して、全国組合のチェックを受けるようになったこと等、大幅に修正されたのである。そのNFTW傘下組合49のうち、自己の自治権の侵害をおそれたIllinois Telephone Traffic Unionなど9つが離脱していったが、1947年6月9日―12日にCWAの第1回年次大会が、16万人の組合員を代表する200名の代表者により、フロリダ州マイアミビーチのMacfadden Deauvilleホテルで開催された。そして同年11月13日、115,000人以上の代表者によるCWAの設立大会が召集され、CWAの承認と、NFTWのバーン委員長、モーラン副委員長、ワーコウ財務部長が引続きCWAの臨時役員に選出された。図表15は、1950年6月のベル・システムにおけるCWAの代表分布状況を示したものであるが、その当時、組合員は46州に及んで30万人程度であったが、それから25年後の1975年には50万人に達し、CWAはベル・システムの組合有資格者の3分の2以上を代表するようになり、1982年時点では531,000人となってアメリカ電話産業最大の全国的労働組合となったのである⁴⁷⁾。

③ 団体交渉におけるベル・システム支配の実態

図表15 ベル・システムにおける CWA の代表分布状況 (1950年 6月)



(出所) Hearings, p. 4.

以上によって、第2次大戦後のベル・システムにとって第1の試練は、1947年の強力な全国的労働組合 CWA の結成であったことが明らかとなったが、この頃までに AT&T は、アメリカ電話事業において「市場独占」を達成すると同時に「雇用独占」をも確保していた。すなわち BOC では、労働者がストライキを起こしても顧客を競争者に奪われるという不安がなく、またその労働者が例えば組合活動等を理由に解雇された場合、同一地域で電話労働者として再就職することが困難であったのである。したがって、CWA 結成以後も AT&T の主導権は大いに発揮されたが、以下では、団体交渉の二大問題である賃金と年金問題について、ベル・システムの支配力の実態を明らかにしておこう⁴⁸⁾。

a. ベル・システムの賃金構造

賃率の決定は、団体交渉における最も重要な項目の1つであり、ベル・システムの労使関係においても最大の対立の原因となった。経営者の証言

によると、ベル・システム各社の基本的賃金方針は社会賃金理論 (community wage theory), つまり、それぞれの会社が業務している地域社会で、同様の技能・知識・訓練・能力を要する仕事に対して一般に支払われているものと同等の賃金を支払うというものであった。そして、会社の一方的な賃金調査の示すところによると、電話賃金は常にこの理論を完全に遵守しているとして、会社は組合の賃上げ要求に統一的に対応し、さらにまた、会社はそれが機密であるという理由で、組合が賃金に関する源泉資料を調査することを一切拒否した。この理論が、ベル・システム内で適用されるようになったのは第2次大戦後まもなくのことであったが、しかしその一方で、1946年に全国統一賃金パターンがバーン・クレイグ協定から結果し、1947年の初の全国規模ストライキ以後、それがベル・システム内で定着していった。すなわち、ベル・システム内の賃金政策は、一方で各地域社会の賃率という視点と、他方で関連ベル会社の賃金水準や賃金変化にそって電話賃金を維持するという二重の視点を必要としたのであり、その結果は、長い遅れと不良な労使関係を生み、賃金パターンは最終的にシステムの一方の側で決定され、それが一般にベル・システム全体を通じて追従されるようになったのである⁴⁹⁾。

b. ベル・システムの年金計画

ベル・システムは、疑いなく従業員福祉計画のパイオニアであり、多年にわたってアメリカの産業界をリードしてきたが、その最大のものは年金計画であった。ベル・システムにおける年金計画の起源は、従業員に対する経営者としての企業責任を果そうと意図した AT&T 社長 T・N・ヴェイルの提案により、同取締役会が1912年12月に積立金の中から200万ドルを年金基金に提供することを決議したのにもとづいて、翌1913年1月、ベル・システムすべてに適用するベル年金規定 (Bell Pension Plan) を作成したのに始まる。この規定の発効当初においては、年金支払方法は「現金払い基準」(“pay as you go” basis. 毎年、当該年度の年金に見合う金額を充当する)

に基づいていたが、1927年に州際商業委員会の承認を得て「保険統計基準」(“actuarial basis”)に変更され、後者の基準にもとづく実際の年金支給額は、あらかじめ蓄積された基金に対する利子収益によって一部代償されるという事実によって、前基準にもとづくものより減額された。また、これを機に年金基金の管理と支給に関する専門の委員会 (employees' benefit committee. 従業員年金委員会) が設置され、5名の委員すべてがベル・システム諸会社の取締役から選出されることになった。年金の受給資格は、図表16に見るごとく、従業員の年齢と勤務年数に応じて3つのタイプに区分され、このうちAクラス年金者のみが権利として年金の資格が有り、他のB・Cクラスは年金委員会の認可を必要とした。なお、15年以上の勤続者で、病気または負傷のために不具となった者には、別に不具年金 (disability pension) が支給された⁵⁰⁾。

図表16 ベル・システムにおける年金受給資格者のタイプ

年金のタイプ	退職年齢		勤続年数
	男性	女性	
A クラス	60歳以上	55歳以上	20年以上
B クラス	55—59歳	50—54歳	25年以上
C クラス	55歳未満	50歳未満	30年以上

(出所) FCC report, p. 459.

ベル・システムの年金計画は、電話産業における労働組合の組織化以来、賃金問題とならぶ団体交渉の最重要項目の1つであったが、それに対するCWAの問題とした主たる論点を列挙すると次のとおりであった⁵¹⁾。

①Aクラス年金者は別として、誰がどれくらいの年金を受取るかの最終決定を下す年金委員会がすべて経営者によって構成され、これに組合や従業員の代表を送らないのは問題がある。②年金委員会は広範は権力を保持しており、例えば、60歳で20年以上勤務の男性、および55歳で20年勤務の女性に対し、希望退職またはそれを強要することができる。ベル・システム

に30年以上の勤務者でさえ、60歳以下で委員会の承認が得られない場合には年金資格を失い、これは若手雇用という会社の方針に照して問題である。③年金が1913年に設けられて以来、それは会社の一方的施策であって、団体交渉の成果を示すものではない。④年金が「延期された賃金」(“deferred wage”)という性格を持つなら、ベル社で働いた僅か2—5%の者だけが永年勤続して年金資格者となり、その恩恵に浴するのには問題がある。⑤年金は当初従業員だけを対象としていたが、後に範囲を広げて上級管理者が年金基金から支払われる年額の46%を受取り、また上級経営者の中には年50,000ドル以上の年金を受取る者もあらわれ、電話のごとき公益事業においては年金の最高限度を設けるべきである。⑥任意退職年齢を引下げ、およそ勤続年数25年以上の者には年金を支給すべきである。これによって、機械化の影響とそれによって起こってくる雇用水準の低下を緩和することができる。

(2) 第2次反トラスト訴訟と1956年同意審決

① 1949年反トラスト訴訟の経緯

AT&Tの社長の座は、W・S・ギフォードからレロイ・A・ウィルソン(Leroy A. Wilson. 1948年2月18日—1951年6月28日)、次いでクレオ・F・クレイグ(Cleo F. Craig. 1951年7月2日—1956年9月18日)へと引継がれたが、同社にとって第2次大戦後の第2の試練となったのは、この二人の社長在任期間の大部分を占める1949—1956年の長きにわたって、反トラスト訴訟が争われたことであった。AT&Tは、かつて民主党が政権についたとき連邦政府と紛争を起こした経験を持っており、例えば、クリーブランド政権下(1893—1897年)で司法省はベルの特許権に挑戦したし、ウィルソン政権下(1913—1921年)の第1次大戦末期、ベル社の資産を一時的に国有化しようとしたこと、フランクリン・ローズヴェルト政権下(1933—1945年)の1934年にFCCが設置され、それは1935—1938年に広範な電話調査を

行ったこと等である。しかし、AT&T が最も恐れたことは、トルーマン政権下（1945—1953年）の1949年1月14日、司法省が AT&T と WE 社を相手取ってシャーマン法第1条、第2条および第3条違反で第2回目の反トラスト訴訟をニュージャージー州のニューアーク地裁に提起したことであった（この地裁の選択は、WE社の主力工場がその近くのカーニーにあったことによる）⁵²。

この訴訟の首席判事は、ウォーカー調査団の首席司法官として働き、AT&T から情報を集める指揮をとり、査問会が開かれていた間、証人に尋問し、ウォーカー・レポートを起草したホームズ・ボールドリッジ (Holmes Baldridge) であった。このような立場から、どの委員より AT&T の内部事情に明るかったボールドリッジの73ページの告訴状は、有効な競争がないため料金がとかく不当なものになりがちであること、これはベル・システムで用いている機器が AT&T の子会社である WE 社から調達されているため、料金規制の基礎となる資産の評価が不明朗になるという厳しいもので、具体的には次の4つの要求を行っていた。①WE社を AT&T から切り離し、同社を3つの機器製造会社に分割する、②WE社は同社が有するベル研究所の50%の所有株式を売却する、③AT&T、WE社、ベル研究所はその特許使用権をすべての申請者に対し非差別的に合理的な使用料の下で認める、④BOCは必要な機器を競争市場から購入する。すなわち、この訴訟の焦点は、規制された独占電話サービスと規制されない器具供給の分離であり、これによってベル・システムに納入する機器製造に競争原理を導入することを求めたもので、それはまさに、かつてウォーカー・レポートが AT&T に対し強く提言・勧告した内容そのものであったといえる⁵³。

AT&T は1949年4月27日になって訴訟に対する弁明書を提出したが、その中で同社は、R&D・製造・通話サービスの最終的提供の統一的業務は効率的な電話サービスに必要であり、種々のベル社間の調整は実際に取り引きの制約を永続させるという主張を否定した。ベル社の弁護人は、電話

サービスの「規制下における独占」という特徴を強調し、WE 社はその規制下の独占サービスの供給に不可欠のものであること、WE 社の価格は公聴会で FCC によって間接的に規制されていること、また WE 社は通信機器市場を独占していないことを主張した。反トラスト訴訟に対する以上の意見表明を行った後、AT&T はさらに、国家防衛の仕事における同社の役割を強調することによって訴訟を引延ばしまたは却下しようとしたが、その最初の機会は告訴の 4 カ月後に来た。すなわち AT&T は、原子力委員会 (Atomic Energy Commission) からサンディア研究所で原子爆弾の生産の管理を引き受けることを要請され、それは以前、カリフォルニア大学 (バークレー) で運営されていたが、大学はサンディアが研究から武器生産志向に転換したため、1949年7月1日までに撤退を希望したことによる。AT&T は、社内における賛否両論の議論の後にこの要請を受入れ、統合されたベル・システムの重要性と反トラスト訴訟の危険を強調するチャンスを得たが、同年7月1日、AT&T 社長 L・A・ウィルソンは原子力委員会の所長デビット・E・リリエンスール (David E. Lilienthal) に次のような手紙を書いていた⁵⁴。

「ベル・システムは特に適した仕事を引き受けることによって、国家防衛の一部を果す準備がある。そして我々は、我々の組織や運営方法が記述された仕事に対して特定の資格を有しているという主張に同意する。これらの理由で、我々はそのプロジェクトを喜んで引き受ける。しかしながら、5月30日の最初の会合で提示したように、我々は本年1月に裁判所による反トラスト訴訟が、我々の組織にユニークな特質を与えている WE 社、ベル研、ベル・システムの関係を終結させようとしている事実を危惧している。もし WE 社がサンディア研究所を運営する契約を結ぶとすると、AT&T とベル研もベル・システムの仕事においてそうであったように 1 体となって協力するが、その仕事の効率は、ベル・システムのユニットとしてそれらの密接な結合に依存する。反トラスト訴訟に関連したこうした状況は、その引き受けが 5 年間は必要であること

に我々が同意しているこのプロジェクトを受諾する場合、国家利益のために望ましいかどうかということである。」

かくしてサンディア・コーポレーションは、1949年9月にWE社の100%子会社として発足したが、この原子力委員会とAT&Tとの結びつきは、軍産複合体制が高度の調和と有効性をもって作動している典型ともいえる。電気通信会社が大学でもやらない爆弾製造を引き受けること自体に問題はあるが、少なくとも冷戦の時代には、ほとんどのアメリカ人が疑問をはさむ余地のない必要悪でもあったのであり、これは、ベル社にとって真の国益というより対独禁法対策であったといえる⁵⁵⁾。

反トラスト訴訟はサンディア研究所との契約の後2年間是不活発となったが、1951年8月24日、政府は被告AT&Tに対し起訴状で主張している約100の論点に関して文書を提出するよう要求してきた。この時点でAT&Tは、裁判よりむしろ法廷外でこの問題を処理する方が有利であるという方針を決定するが、少なくとも朝鮮戦争の期間中は訴訟を引延ばすため、アメリカ政府部内でも巨大さと財源の面で最大の権力を持つ国防省の援助を求めることとした。ベル研の所長マーヴィン・J・ケリー (Mervin J. Kelly) は国防長官ロバート・A・ラヴィット (Robert A. Lovett) に、「ベル研とWE社の主要な役員が訴訟事件の防衛に真正面から取り組んでいると、朝鮮戦争の遂行に主要な軍事プログラムを放棄せざるをえない」と説き、さらにラヴィットは、AT&Tの主張がどの程度確実なものかについて独自の調査もせずに、1952年3月20日に司法省に対し、AT&Tの立場を認めて訴訟延期を求める次のような手紙を送った⁵⁶⁾。

「私の理解によれば、最近の手続きはこの訴訟の公判を求めている司法省によって進められているように思われる。これらは、質問や資料収集の命令を含む。ベル研の所長によると、この訴訟の防衛に必要な要求や活動は無視され、重要な人物が上記の仕事（朝鮮戦争業務）の迅速な遂行を阻止される状況にあ

るという。

こうした状況の下で私にとって明らかなことは、動員計画がこの訴訟の追求によって妨げられ、従って、アメリカの国益にとっては、反トラスト訴訟のメリットは認めるが現状が存続する限り、その公判や準備は延期されるべきであるということである。それゆえ私は、あなたがそのような延期を認可することを求める。」

司法長官は公式の延期を拒否したが、訴訟はゆっくりと進められ、1952年の大統領選へと突入した。この選挙運動期間中、共和党の議員たちは声を大にして民主党政権が推進している「企業への迫害」に不平を訴え、もしアイゼンハワー将軍が選出されれば、ワシントンはそれとは違った態度をとると約束していた。かくして、新しい共和党政権が1953年に誕生した直後に着任した司法長官ハーバード・ブラウネル (Herbert Brownell) は、いくつかの演説や記者会見で、司法省が民主党から受継いだ反トラスト法事件に不満を表明し、それを全面的に再検討すると約束した。AT&T自身も、この機会に訴訟を却下しようとして国防省の積極的支援を求め、それは1953年7月10日の国防長官チャールズ・E・ウィルソン (Charles E. Wilson) から司法長官ブラウネルへの次のような手紙となって表れた⁵⁷⁾。

「最近 WE 社は、総額10億ドル以上の軍事サービス用の器具や通信システムの注文を持っている。これらの器具や通信システムは、WE社と密接な関係にあるベル研の R&D の直接の結果であり、ベル研は近年では毎年5,500万ドルの割合で国防省の研究プロジェクトに従事している。

現在係争中の反トラスト訴訟は、ベル・システムが国防の利益を前進させようとしている重要な仕事の継続に脅威を与えている。WE社をベル・システムから分離することは、重要な国防プロジェクトの成功裏な前進にとって基本的な調整された組織を解体し、それは将来、その有効性を破壊することになる。この結果は、国防省の判断によると国家の利益に反するものとなる。

この訴訟の告発の単なる延期は、明らかにこの重要な利益を守ることにはな

らない。裁判所は、如何にして国の安全を潜在的に害するものを除去し軽減するかを考慮して、こうした状況を再検討すべきであると考える。」

国防省によって支援された AT&T の訴訟却下の要求はただちに成功しなかったが、司法長官ブラウネルは、AT&T 役員との非公式な会見の後、次第に訴訟を簡単に却下しないが、公判にいくより同意審決 (consent decree. 正式の判決ではなく、基本的に当事者間の同意を裁判所が確定するもので、裁判上の和解を意味する) で解決する方が良いという立場をとるようになった。このことは、1953年6月27日に、ウェストバージニア州ホワイト・サルファー・スプリングのグリーンブリア・ホテルで法律家会議が開催された時、AT&T の顧問弁護士で法務担当副社長の T・ブルック・プライス (T. Brooke Price) が司法長官と私的に会う機会を持ち、その様子を1958年の下院法務委員会の独禁法小委員会報告で次のように述べていることから明らかである⁵⁸⁾。

「そこで、私は通信会社としての我々の効率と発展に対して、また我々の国防上での貢献に対して、この訴訟が脅威的な損害を与えることについて、多くの説明を行った。そして前政府のもとではただ延期を求めて一時しのぎをしていたが、彼がこの訴訟を却下させるという方向を明確に打出してくれることを我々は希望している、と述べた。彼はしばらくこれに躊躇していたが、私に嘆願書で強調している特別事項を示すように求めた。私は、嘆願書の写しを持っていなかったのので、概略的な言葉でこれらを説明した。

彼はしばらく考え、訴訟を逃れる方法を見出すべきであろうというような趣旨のことを述べた。彼は私に、我々が我々自身の行動を振り返ってみて、かつてはまったく法律に合致していると考えられたが、現在では反トラスト法に抵触するかもしれない、あるいはその点で疑問に思われるようなことがあるかどうか、と質問した。彼は、我々のような事業では、この種のことは当然あるはずだ、といおうとしたのである。反トラスト法の解釈は変化し、法廷は今日多くの企業の行為について初期のころの意見とは非常に異なった見解をもつように

なってきた。したがって、我々が、我々の事業に実質的には何の損害も受けずに、その命令に服することに同意できるならかの解決策を見出すことは容易なはずである、と彼は考えた。

しかし、我々はそのことを考えてはいるが、そのときはこんなふうによればという準備ができていない、と私は彼にいった。では、もし我々がそうしようとするなら、同意審決の基礎として使うことのできる種類のものを確かに見出すことができるのかどうか、と彼は聞いた。(私はここで彼が初めて明確に、“同意審決”という言葉を使ったことに注意して書留めておいた)。こうして今では、彼は問題の所在を明確に知ったので、私はあれかこれか具体的な方向へ進まなければならないと感じたが、その時点で我々の置かれている立場を私の一存で勝手に譲歩することはできない、と私は思った。そこで私は、我々の経営者たちは、どんな命令であろうと、会社に対して介入するものを喜んで認めるということはないし、この訴訟は却下されるべきであると思っている、と述べた。彼は、「私は、彼らがそういう態度をとるのは、あまり分別のある態度とは思えない」といった。私は「彼らは分別ある人々ですし、さらにずっと深くこの問題に考慮を払うでしょう……」と答えた。

私が立ち去ろうとしたとき、彼は私と一緒に階段を下りながら、この訴訟を片づけることは重要なことだ、という彼の所信を繰返した。彼は大統領もまたこのことを理解しており、和解が決れば、5分以内に大統領の承認を取り付けることができる、と述べた。」

以上によって、最終判決にいたる手順は、事実上この私的で偶然の、そして独禁法支持者の目には疑惑に満ちた会談の中で、ほぼできあがっていたことが明らかである。1954年中の交渉はなんの爽りのないまま終わり、1955年を迎えた。司法省内部でもまだ委員により意見が分れており、政府側で最も強硬派のヴィクター・H・クラマー (Victor H. Kramer) は、依然として AT&T から WE 社の分離を要求していた。しかし、司法長官ブラウネルは早期和解をはかるため腹心の補佐エドワード・A・フート (Edward A. Foote) を司法省の AT&T 担当責任者に任命し、1955年11月、同省は正

式に AT&T に対し、WE 社の分離は考えないという前提で交渉をする旨通告した。こうして、AT&T 側 3 名（1955 年 9 月にプライスから AT&T の法務担当副社長を受継いだ Horace P. Moulton、渉外担当副社長の George Best、WE 社長の Frederick R. Kappel）と司法省側 4 名（主席交渉委員フート、公判責任者の Walter D. Murphy、裁判執行責任者の W. D. Kilgore, Jr., そして V・H・クラマー）の間で、1956 年 1 月の同意審決に向けての和解交渉が開始されたのである⁵⁹⁾。

② 1956 年同意審決の内容と意義

1949 年の第 2 回目の対 AT&T 反トラスト訴訟は、7 年後の 1956 年 1 月 24 日、ニューアークのアメリカ合衆国ニュージャージー地方裁判所判事トマス・F・ミーニー（Thomas F. Meaney）の下に、司法省と AT&T との間で締結された同意審決を提出するという形で決着をみた。これによって、AT&T は引き続き WE 社を保持することを認められたが、その代償として、ベル・システムが行うことのできる業務範囲は規制を受ける公衆電気通信業務に限定され、また反トラスト法の趣旨に沿って規定されたただひとつの判決項目は、ベル社が現在および将来の特許を正当な特許使用料をとってすべての申請者に認可するよう要求されたことである⁶⁰⁾。

1956 年同意審決の主な内容は、次のとおりであった。

1. 「被告両社（AT&T と WE 社）はいずれも、公衆電気通信業務の提供に利用される機器であってベル系諸会社に販売もしくは賃貸する品目またはこれらに販売もしくは賃貸を予定している品目は別として、これに該当しない機器について販売もしくは賃貸する目的で製造を開始または製造を継続することは、直接的であると間接的であるとを問わず、禁止される。」（第Ⅴ条A項）

「本最終決定の日から 3 年後において WE 社は、(1)被告 AT&T が第Ⅴ条において行うことを認められている事業、(2)本最終決定に基づき WE 社が行うことを求められている事業、および(3)原告またはその何等かの代理人のために行う事業、以外のものであって、WE 社またはその子会社が、ベル系諸会社のた

めに行う性格ないし形態のものでない事業に、直接もしくは間接に、従事してはならない。」(第Ⅳ条B項)

2. 「被告 AT&T は、直接に、またはその子会社であって WE 社ならびに WE 社の子会社以外のものを通して間接に、公衆電気通信以外の事業を行ってはならない。但し上記の例外として、AT&T とその子会社は、公衆電気通信業務以外に、次の諸業務を行うことができる。(a)原告またはその何等かの機関のためにする役務または施設の提供、(b)新たな公衆電気通信業務の試験もしくは開発を目的とする実験、(c)他の公衆電気通信業者に対する回線の提供、(d)料金規制の対象になっていない私設通信システムのための私設の賃貸およびその保守。但し、この同意審決が成立してから5年の間に限る。(e)電話帳広告、(f)他の公衆電気通信業者に対する助言と援助、(g)公衆電気通信業務に従事する者が提供する業務に付帯する事業。」(第Ⅴ条)

3. 「WE社は、AT&T および BOC に公衆電気通信業務の用に供するために販売する設備の WE 社にとっての原価を決定するために、その製造事業の規模と複雑さとを考慮して、一般に受入れられる会計原則に準拠したものでありかつ健全な基盤を提供する原価計算方式を維持しなければならない。」(第Ⅷ条)

4. 「被告両社はともに、いつでもまたは適時書面によって特許の使用を申請するものに対して、申請人の希望する何等かのまたはすべての設備を製作するためのもしくは製作したものに関する、または利用・賃貸・販売するための現存するおよび将来のベル系特許のいずれか一部またはすべてに対する要求に応じて、非排他的な特許使用権を許諾しまたは許諾せられるようにしなければならない。上記特許使用権の受諾は、(1)当最終決定の日前において成立した一切のベル系特許であって、両被告と特許使用権または準特許使用権の交換が行われたものについては、特許使用料を徴するものであってはならない。(2)上記特許に関して、適正な特許使用料を徴するものでなければならない。」(第Ⅹ条)

同意審決が結ばれた当時、最も世間の注目を集めていた問題は、ベル・システムが専用線サービス市場から撤退するか否か、の問題であった。当時はマイクロウェーブの技術が台頭した時代であり、伝送路が経済的に建設できる状況が生まれつつあった。FCC がその後1959年に、890 MHz (メ

ガヘルツ)をこえる周波数を私設システムが利用することを認める“above 890”裁定を行い、専用通信分野における競争の促進を図ったのも丁度この頃であった。司法省が同意審決において意図していたといわれる最大のねらいは、当時、料金規制の対象外とされていた専用線サービスの市場から、ベル・システムを撤退させることであった。つまり、1956年同意審決の第V条但書によって、ベル・システムは規制されないサービスである専用線サービスの市場から締め出されるはずであった。しかしAT&Tは、同意審決の締結後間もなく、この条文に関して司法省とは異なる解釈を行った。すなわち、「同意審決の第V条但書は確かに専用線サービスの提供の禁止を規定しているが、専用線サービスであると否とにかかわらず、あるサービスが州ないし連邦の機関によって規制されることになれば、かかる禁止規定は実行されない」との見解を明らかにし、この解釈に基づいてこの条文に触れるサービスについてタリフ(tarif.業務規定)の申請を行う挙に出た。その後、1957年5月、AT&Tの申請したタリフがFCCによって認可され、ベル・システムは専用線サービス市場からの撤退を免れることとなった⁶¹⁾。

しかし、1956年同意審決は、その後さらに1960年代以降、ベル・システムに思いもかけない苦汁を味あわせることになる。審決の第IX条は、ベル・システムの活動範囲を規制対象業務である公衆電気通信業務のみに限定したが、この条項が、同意審決締結後、コンピュータ産業の急速な発展に伴って爆発的な成長を遂げたデータ処理市場へのベル・システムの参入を妨げるはたらきをしたのである。ここに、1956年同意審決が近年のアメリカ電気通信政策において重要な位置を占めてきた理由があり、それは後にFCCに対して、規制事業と非規制事業分野の明確化、電気通信とデータ処理分野の境界確定という難しい問題を課すことになったのである⁶²⁾。

1956年同意審決のもう1つの重要な条項として、AT&Tの技術情報の公開がある。この条項によれば、ベル・システムの既存または将来の特許

は、妥当な特許料を支払えば、いかなる申請者にも使用が認められることとなった。つまり最高裁はベル・システムに対し、ロイヤリティ料金に基づいて特許を広く多くの人に利用できるように要求することによって、特許ライセンス条項を牽制したのである。この結果、AT&T の経営方針に重大な変化がもたらされた。AT&T はそれまでの80年の歴史において、特許の支配による市場支配を重視してきた。特許は、AT&T の独占を確立し、新規参入を防ぎ、事業の境界を設定してきた。しかし1956年同意審決以降、AT&T の特許支配は弱まり、AT&T は新規参入を防止する手段として、主に規制機関および法律上の保護に依存するようになった。同意審決は、明示こそしていなかったものの、AT&T の規制を受ける立場が独禁法の適用対象から免除されるという、AT&T の主張をある程度認めたものであった。1956年同意審決は、表面的には AT&T の既存の組織に手を加えることなく、在来の業務運営体制にも大きな変革を及ぼさなかったが、その反面、AT&T の企業性格を民間企業色の濃いものから規制色の強い公共的なものへと変えていった。さらにまた、増加の一途を辿る AT&T の競争企業は、後にベル研等の新発明を存分に利用することができたのに対し、AT&T は1956年同意審決によりベル・システムが公的規制の対象となる公衆通信事業者の通信サービスおよび施設しか提供してはならないと制限されたために、この恩恵を享受できないという皮肉な結果ともなったのである⁶³⁾。

この1956年同意審決については、司法省と AT&T の双方ともが、自分たちの都合の良いような形でそれぞれに勝利宣言していた。7年の歳月と数百万ドルの公金を費やしたハーバード・ブラウネル司法長官は、この判決は政府にとって「大きな勝利」であり「奇跡的な」ことであったと下院法務委員会の独禁法小委員会で大々的に宣言した。一方、連邦政府に勝誇ったそぶりは見せなくなかった AT&T はひそかに勝利を宣したのであった。当時、WE社の社長で、後に AT&T 社長(1956年9月19日—1961年

8月15日)となったフレデリック・R・カペルは、社内会議で次のように語っていた。「我々はおそらく予想された中でもベストの結果を得たと思う。判決はベル・システムのこの組織を合法と認めた。我々は本当にかげがえのないものを守り通したのだ。……判決については慎重に取り扱わなければならない。勝利を獲ち取ったことや、我々が欲していたものを残らず手に入れたことを自慢してはいけない。反トラスト訴訟は結末をつけたが、まだなお、それを考えている政府関係者がいることを忘れてはいけない。」いずれにしても1956年同意審決は、1913年のキングスベリー誓約以来、AT&Tと連邦政府の関係において最も重要な分岐点となったことは事実である。しかしその判決は、独禁法の目指す主旨が十分に生かされているとはいえず、1974年の第3回目の反トラスト訴訟によって、さらに新たな分岐点の出発点となったことは否定できないのである⁶⁴⁾。

5. 結 語

以上、我々はこれまで、ベル・システムの1920—1956年の36年間を、繁栄の1920年代、大恐慌期、第2次大戦と戦後試練期の克服の3つに時期区分し、同社の長期独占体制形成のための戦略、および、それに対する各方面からの批判と挑戦について検討してきたが、それらを整理すると次のように要約することができる。

1. 1920年代におけるベル・システムと独立電話会社の関係は、①ベル・システムの積極的な買収政策、②独立会社との協調政策の展開、③WE社と電話器具・設備の主要な独立製造業者との密接な関係によって特徴づけられ、アメリカの望ましい電話交換地域のベル・システムの支配体制はほぼ完成していた。長距離部門の統合された構造、ベル・システムの運営会社と独立電話会社との連結は、効率的で統一された全国的な電話サービスを提供し、その製造部門であるWE社は、電話製造の分野で完全な支配を享受していた。ベル・システムは、“One system, One policy, Universal

service” という方針によって、電話サービスの提供は自然独占事業であると確信し、競争は加入者および株主の双方にとって有害であると考えていた。加入者からは二重投資となり、株主には利益の脅威となるからである。ベル・システムは競争の阻止と削除によって電話通信分野の支配的地位を確立し、運営と製造における独立会社は、全国電話サービスの極くわずかな部分を供給した。1934年にアメリカに16,968,845の電話局があったが、そのうち13,457,888局はベル・システムによって所有され、3,510,957局がベル・システム以外の会社によって所有され、製造分野でWE社はアメリカで販売されている電話器具の90%以上を占めていた。これは1921年のウイリス・グラハム法による州際商業法の修正、および1922年のホール覚書以来、ベル・システムと独立電話会社の協力が増大した結果であるが、それが加速した要因は、当局に対するロビー活動に独立会社の援助をベル社が求めたこと、相互交換事業に独立会社の圧力を軽減しえたことによる。収益の観点から、ベル・システムの電話局は独立局より生産性が高く、独立電話会社は例外なく小さな町やコミュニティの電話局を運営した。独立製造会社は、ベル関連会社によって使用される大量の器具をWE社に販売し、この関係はベル・システムの方針や実践に独立製造業者がかなり依存するようになったことを意味する⁶⁵。

2. 独立電話会社の支配戦略の完成とともに、ベル社は次いで、公益電話事業での長期的独占体制の確立のために関連特許支配と専業化戦略を開始した。ベル社のこの戦略を理解するために、他の競争的な発明者と会社との争いを開始し、相互の仲裁によって1920年、1926年のクロス・ライセンス・アグリーメント（相互特許認可契約）を締結し、最小の修正によって長距離通信と電話ネットワークの完全な支配体制を確立したラジオ放送事業について究明しなければならない。ベル・システムの基本戦略は、電話サービスを提供する際の独占ばかりでなく、電話器具の製造や販売においても独占を確保することであり、このため同社は、電話やあらゆる関連分

野の特許を所有し支配した。かくして1916年からWE社の技術部門、1925年からベル研究所が研究に多額の資金を費やし、自社開発や買収によってベル社が確保できるすべての特許を蓄積したが、その目的と方針は次の5つにあった。①ライバルによって支配される新しいより良いサービスの開発に対して既存の投資を防衛すること、②相互特許認可を得るために、関連分野に従事している他社に対して攻撃的な武器を持つため、③大衆に提供されるサービスを改善するため、④副産物の開発で追加的利益を獲得するため、⑤ニーズを満たす手段を開発することによって会社に対する大衆のイメージを高めるためである⁶⁶⁾。

第1次大戦中、政府は種々の製造業者の保護を許したが、戦争終了とともに、電気通信の主要な会社は特許が重複しているラジオと関連分野の市場を独占しようとして戦った。1920—1926年の期間に、ベル・システムも放送局を設立・運営し、放送チェーン網を確立して商業放送を開始し、放送伝送器具の製造・販売、他の放送業者に回線設備を供給した。その際、回線設備の使用をそれ自身の放送活動や特許を保護するために制限したが、それは「電話事業のみならずラジオ放送事業での独占を意図したものである」として政府・競争企業の強い批判を受けることになった。AT&Tが放送事業をRCA社に売却してそのような活動から撤退した1926年7月の相互認可契約以来、ベル社の放送活動はラジオ・グループに回線設備を供給することに制限されたが、また、この契約によって無線電話はベル社の独占となり、同社の支配体制のかなめである長距離通話の独占は保持されることとなった。以上のごとき、ベル・システムのラジオ分野からの撤退に見られる関連特許支配による独占体制の維持は、他にWE社の国際部門のITTへの売却、ERPI社の売却による映画産業からの撤退にも同様に見られた。これらはすべて、「ベル・システムの事業分野に制限を課すべきである」というW・S・ギフォード社長の基本理念に基づくものであり、彼の「財務健全性の下に最小コストで最高の電話サービスを提供す

る」という専門化戦略は、その後の後継経営者によって長く引継がれることになった。

3. ベル・システムのアメリカ電話事業における完全な独占体制の確立は、当然に各方面からの批判の対象となり、それは特に大恐慌を契機として、1つには1934年通信法の制定による FCC の連邦規制として、第2に1930年代半ば以降の全国的労働組合運動として、また第3に、第2次大戦以後の反トラスト訴訟として提起された。ウォーカー・レポートは、電話産業、特に AT&T に関する情報を調査し確実にするため、議会の共同決議と大統領の承認による FCC の4年(1935—1939年)にわたる調査の結果である。この報告書は、より効果的な規制を行う助けとするために電話産業に関する大量の情報を提供したが、調査の結果として提起されたデータは次のものを含んでいた。①規制実施のための最初のデータ・ベースの発掘、②現在の規制における弱点の指摘、③AT&T 支配者の歴史的変遷、④運営会社や電話産業全体の AT&T 支配の特徴や程度の確認、⑤電話サービスの提供におけるベル社の高コストの理由の解明、⑥ベル・システムの利益源泉の金額と特徴、⑦ベル・システムの方針や実践の分析——すなわち、競争の削除、会社間の契約やサービス、特許、研究調査、技術、製造、減価償却、長距離ライン、ラジオ放送、非通信事業活動などである。以上の調査の示すところによると、AT&T は消費者を犠牲にして利益を増加するあらゆる機会を利用しているということであり、特に WE 社の価格構成は疑わしい箇所や抜け道が多く、結果としてアメリカの電話利用者は、独占のために経済的な損害をこうむっていると指摘した。その解決策としてウォーカーは、①WE 社を価格と収益の両面において現実的な制限を設けることにより、公益事業として規制すること、あるいは②独立電話機器製造業者が参加することのできる競争入札を通じて、電話事業会社に設備を買わせるように AT&T に認めさせることの2点を勧告した。この報告書に対しては AT&T の激しい反撃があり、ロビー活動等により、そ

の調子・提言がはるかに柔軟になった改定報告書が1939年に再提出されたが、それは第2次大戦勃発の2カ月前であったためほとんど無視され、先の勧告の第1案が採択されて、事実上は「規制下の独占」政策が以後のFCCの基本方針となった⁶⁷⁾。

4. ベル・システムにおける労働運動は、1935年以降に本格化する。その契機となったニューディール政策の中軸をなすワグナー法の制定は、その後のアメリカ労働運動全般を飛躍的に発展させたが、同時に労働組合の行過ぎという問題も生ぜしめた。このため、1943年6月には戦時労働争議法(War Labor Disputes Act)、通称スミス・コナリー法が制定され、これは1943年におけるルイスの率いる炭坑争議の勃発が動機となっている。しかし本法の性格は、あくまで1947年6月を期限として制定された戦時特別立法であって、アメリカ労働法の主流を形成するものではなかった。従って第2次大戦の終結とともに、戦時立法は大部分撤廃され、特に物価統制が解除されたため、各種の物価が急激に高騰し、その結果、賃金引上げ要求に端を発するストライキが頻発した。特に、石炭・自動車・鉄鋼・鉄道・電話等の重要産業における大規模ストは、戦後のアメリカ経済界、ひいては一般大衆の生活に相当の動揺を与えた。しかもこの間にあって、資本の側は、全米製造業者協会(National Association of Manufacturers)を中心にワグナー法の修正を唱え、積極的な世論の啓蒙運動を展開したため、情勢はますます労働側に不利な方向に傾きつつあった。こうした時、さらに1947年6月に労使関係法(Labor Management Relations Act)、通称タフト・ハートレー法が制定されたのである。ワグナー法は、産業不安ないし「商業の自由な流れ」に対する阻害の原因を使用者側の行為にのみ求め、これによって労働者の団体交渉権を保護・助長し、労使交渉力の不均衡を是正せんとしたのであるが、タフト・ハートレー法にあっては、むしろ労働側の勢力が使用者側のそれを凌ぎ、労使の均衡が従来とは逆になっていると見たのである。従って、この新しい連邦労働法に対し労働側が終始反対したのは、

ワグナー法に対し使用者側が繰返し反撃を試みたことと軸を一にしている。

このような情勢を背景に、「ベル・システムの労使関係は不良である」との CWA の勧告に従い、アメリカ上院の労働公共福祉委員会は1950年2月、その実態を調査するために小委員会を結成した。そして、同年8月10日から9月11日にかけて11日間に及ぶ公聴会を開き、これには労働者側から CWA の J・A・バーン委員長をはじめとして5人、ベル・システム側から AT&T 人事担当副社長 W・C・ボレニウスをはじめとして7人の証人が出席し、1,000ページ以上の証言を得た。その内容は、翌1951年2月27日に、*Report of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate, Labor-Management in the Bell Telephone System.* と題して公刊されたが、その多数意見を要約すると次の5つとなる⁸⁹。①地方のベル関連会社が、自立的組織であるというのは理論上ないし法的意味においてだけであり、それらは実際には、AT&T の経営者によって完全に、直接的に支配された統合企業集団 (closely integrated corporate system) の一部門として機能している。②この AT&T の支配的影響力は、ベル・システムの労使関係面においても直接的効果を持っている。③ベル・システムの統制は、全米規模の統一的賃金政策に反映されている。④AT&T の調整的影響力は、ベル社の年金計画の事例においてより明白である。⑤本報告書は、ベル・システムの経営者が組合のいう「一方的手段」によって、従業員と直接的に良好な関係を確立しようと努力する反面、これら従業員を代表する組合とは、良好な関係を保持する努力を全く示さない事例で満ちている。すなわち、ベル・システムの独占体制は地域的な「電話市場独占」と同時に「雇用独占」を意味し、例えば労働者が組合活動を理由に解雇された場合、同一地域で電話労働者として再就職することは困難であったため、1947年の強力な全国的組合 CWA の結成以後も、AT&T の支配力はいささかも衰えることはなかったのである。

5. 最高裁は1949年1月14日、1930年代の FCC 調査で収集された情報を

基に AT&T と WE 社に対して第 2 回目のシャーマン反トラスト訴訟を提起した。この訴訟の最高裁の首席判事は FCC の主要な調査者の一人 H・ボールドリッジであり、彼の告訴状の主たる内容は、WE 社と AT&T をシャーマン法第 1 条の取り引き制限違反と、第 2 条の独占行為禁止違反で、WE 社が電話と関連器具の市場を独占しているというものであった。政府は AT&T による WE 社の所有を終結し、WE 社を 3 社に分割すること、AT&T・BOC・WE 社のすべての制限的契約の終結を要求した。この訴訟の焦点は、規制された電話独占サービスと規制されない器具供給の分離であり、こうした分離は、電力、鉄道、航空のような他の規制産業では既に実施されていた。告訴は、AT&T・WE・BOC 間の契約を価格固定のための共謀であり、電話器具市場の WE 社独占を支援するものとして厳しく批判していた。AT&T は、この反トラスト訴訟に対して 3 つのプランを展開した。すなわち、①告訴の否定と法的防衛の準備 (R&D・製造・サービスの最終的提供の統一業務は効率的な電話サービスに必要であるとして、反トラスト法違反の否定)、②同社の国防関連事業の強調と最高裁告訴に対する国防省の支援の利用、③規制された分野における反トラストからの解放と引換えに、同社を規制された事業に制限する解決の交渉である。AT&T の基本戦略は、支配的な統合された会社としてベル・システム体制を維持することであり、これは最終的に、訴訟から 7 年後の 1956 年 1 月に同意審決の締結という形で終結した。すなわち、これによってベル・システムは、同社の活動範囲を公益電話事業に制限し、さらに特許の自由化を条件として、ベル・システムの種々の会社間の既存の調整関係を継続させることに成功したのである。

この 1956 年同意審決は、ベル・システムの基本方針の大きな変更であったといえる。ベル・システムの過去 80 年間は、特許に大きなウェイトを置いており、特許は独占のための参入制限、参入障壁となっていた。しかし、同意審決は連邦規制によって産業支配の権利をベル・システムに与え

たが、その特許支配を減じた。その時以来、ベル・システムは参入障壁のために規制や法律の保護をめざし、同意審決は AT&T を私企業から規制された公益企業への転身を促進した。つまり AT&T は、国家にとって重要な規制された電話独占事業としてその地位をアピールすることによって反トラスト訴訟を回避し、競争のかわりに規制によってその技術と支配を守ったのである。最高裁は、訴訟が公共利益の促進になると確信していたが、AT&T は朝鮮戦争中の軍事契約者としての同社の重要性、統合組織は必要であるというベル・システムの主張に対する国防省の支持を得てこれを否定した。AT&T は同意審決によって規制分野に活動が制限されたが、規制された会社は反トラスト法に従う必要はなく、規制は反トラスト法の代用となった。AT&T は特許による市場力の保持や他の市場へ参入する能力を失ったが、規制市場で支配的な統合企業として営業し続ける自由を得た。それは、AT&T が反トラスト訴訟を回避する代りに自社を規制委員会の保護の下におき、こうした「特許による独占」から「規制による独占」へと移行することによってその支配的地位を維持し、競争者からの保護や活動の範囲について規制当局の決定に大きく依存したことを意味する。しかし、電話事業においては間もなく市場が飽和となり、市場の成長は新家庭の増加に限定された。この市場飽和の影響はベル社にとって深刻で、これは次の1960年代以降、成長が期待される通信の他の分野、例えば住宅電話中心から事業電話、特にデータ伝送への重点移行、それへの多角化を刺激することになったのである⁶⁹⁾。

注

- 1) Patsy Ronald Tarullo, *American Telephone and Telegraph Company: A Survey of Its Development Through Basic Strategy and Structure*, Ph D diss, Univ. of Pittsburgh, 1976, pp. 211-214.
- 2) P. R. Tarullo, *ibid.*, pp. 305-314.
- 3) John Brooks, *Telephone: The First Hundred Years*, Harper & Row, Publishers, 1975. 北原安定監訳『テレフォン——アメリカ電信電話会社、

- その100年』株式会社企画センター，昭和52年，pp. 230-365.
- 4) 北原安定監訳，前掲書，pp. 230-231.
 - 5) Horace Coon, *American Tel. & Tel.*, Longmans, Green and Co., 1939, p. 161.
 - 6) Federal Communications Commission, *American Telephone & Telegraph Co., Corporate and Financial History*, vols. I, Government Printing Office, 1937, pp. 257-258.
 - 7) FCC, *AT&T Corporate and Financial History*, *ibid.*, pp. 258-267.
 - 8) Federal Communications Commission, *Investigation of the Telephone Industry in the United States*, Government Printing Office, 1939, pp. 141-146.
 - 9) John N. Ingham, *Biographical Dictionary of American Business Leaders, A-G*. Greenwood Press, 1983, pp. 452-454.
 - 10) AT&T Secretary's *Department, Directors and Officers of American Telephone and Telegraph Company*, from Incorporation, 1988, p. 4, 9, 10, 12, 14, 22.
 - 11) 北原安定監訳，前掲書，pp. 241-248.
 - 12) Walter S. Gifford, *Addresses Papers and Interviews*, Compiled for Convenient Reference by the Information Department of the American Telephone and Telegraph Company, 1928, pp. 227-229.
 - 13) 来海清・中島彰三『アメリカ電話電信会社の経営と組織』日本電信電話公社経営調査室，昭和41年，pp. 50-55.
 - 14) Federal Trade Commission, *Report of the Federal Trade Commission on the Radio Industry*, Government Printing Office, 1924, pp. 44-45, 130-141. 拙稿「RCA社による無線通信事業の支配過程——“Federal Trade Commission” Reportの検討を中心として——」成城大学『経済研究』第59,60合併号。
 - 15) N. R. Danielian, *AT&T: The Story of Industrial Conquest*, Vanquard Press, 1939, pp. 103-110.
 - 16) William P. Banning, *Commercial Broadcasting Pioneer: The WEA Experiment 1922-1926*, Harvard Univ. Press, 1946, pp. 53-61, 67-69. 水越伸『メディアの生成——アメリカ・ラジオの動態史』同文館，1993年，pp. 110-143. 拙稿「アメリカ型ラジオ放送システムの形式と展開(1)」成城大学『経済研究』第76号。
 - 17) N. R. Danielian, *op. cit.*, pp. 121-126. AT&Tのラジオ放送独占の意図は，

1923年2月のベル・システムの会議の席上、幹部の一人 A.H. Griswold によって次のように説明された。「我々は今日まで非常に慎重にふるまい、ベル・システムが放送事業を独占しようという構想は、新聞、我々の協議等いかなる公式な形でも表明したことはない。しかし、これは電話に関係した1つの事業であり、我々は電話人であり、かつまた誰よりも我々が良くこの事業をなしうるといふ事実は依然として存在している。したがって遅かれ早かれ、いかなる形にせよ我々がこの事業を行なわなければならないといふことは、今や自明の理になっているように思われる。」

- 18) Gleason L. Archer, *History of Radio to 1926*, American Historical Society, Inc., 1938, pp. 275-277, 290-291, 397-399.
- 19) G. L. Archer, *ibid.*, pp. 284-287, 345-347.
- 20) W. Rupert Maclaurin, *Invention and Innovation in the Radio Industry*, Macmillan Co., 1949. 山崎俊男・大河内正陽訳『電子工業——無線の発明と技術革新』白揚社, 昭和37年, pp. 143-144.
- 21) W. P. Banning, *op. cit.*, pp. 289-290.
- 22) Gleason L. Archer, *Big Business and Radio*, American Historical Co., Inc., 1939, pp. 230-233, 250-276.
- 23) FCC report, *op. cit.*, pp. 401-403.
- 24) FCC report, *ibid.*, pp. 403-415.
- 25) N. R. Danielian, *op. cit.*, pp. 113-116, 138-165, Kenneth P. Todd, Jr., "A Capsule History of the Bell System," Pamphlet (American Telephone and Telegraph Company, 1972), p. 52.
- 26) 北原安定監訳, 前掲書, pp. 257-262.
- 27) Hiram L. Jome, *Economics of the Radio Industry*, A. W. Shaw Co., 1925, pp. 69-71.
- 28) James M. Herring & Gerald C. Gross, *Telecommunications, Economics and Regulation*, McGraw-Hill, 1936, pp. 243-244. 拙稿「アメリカにおける1934年通信法 (The Communications Act of 1934) の成立とその特質」成城大学『経済研究』第63号。
- 29) J. M. Herring & G. C. Gross, *ibid.*, pp. 250-272. 鳥井博『アメリカの電気通信制度』日東出版社, 昭和25年, pp. 9-10.
- 30) 1934年通信法については, J. M. Herring & G. C. Gross, *ibid.*, pp. 445-490. に付録Aとしてその全規定が掲載されている。
- 31) 『連邦通信委員会規則および通信法改正に関するアメリカ議会審議報告書』NHK 総合放送文化研究所, 昭和44年, pp. 6-12.

- 32) Ronald H. Coase, "The Federal Communications Commission" *The Journal of Law & Economics*, Vol. II, October, 1959.
- 33) Arthur W. Page, *The Bell Telephone System*, Harper & Brothers, 1941, pp. 171-175. 北原安定監訳, 前掲書, pp. 278-282.
- 34) Federal Communications Commission, *Proposed Report Telephone Investigation*, Government Printing Office, 1938, Table of Contents and Introduction.
- 35) FCC, *Proposed Report Telephone Investigation*, *ibid.*, pp. 382-386. AT&T 年次報告書, 1935—1936年度。
- 36) American Telephone and Telegraph Company, *Brief of Bell System Companies on Commissioner Walker's Proposed Report on the Telephone Investigation*, Before the Federal Communications Commission Telephone Investigation-Special Investigation Docket No. 1, 1938, pp. 81-93, 171-179.
- 37) Federal Communications Commission, *Investigation of the Telephone Industry in the United States*, Government Printing Office, 1939, pp. 321-323.
- 38) FCC report, *ibid.*, pp. 597-602.
- 39) Jack Barbash, *Unions and Telephones, The Story of the Communications Workers of America*, Harper & Brothers, 1952, pp. 20-28. 本書については、次の詳しい紹介論文がある。肥爪亀三「アメリカ労働運動の歴史(1)―(10)『官公労働』第15巻第8—12号。第16巻第2—5号。拙稿「ベル・システムにおける労使関係の展開——労働組合 CWA の成立過程を中心として(1935—1950年)——」成城大学『経済研究』第92号。なお、1920年代までのベル・システムにおける労使関係および労務管理については、次の優れた研究がある。松田裕之『ATT 労務管理史論——「近代化」の事例分析——』ミネルヴァ書房, 1991年。
- 40) 津田真澄『アメリカ労働運動史』総合労働研究所, 昭和47年, pp. 178-185. 本多淳亮『米国不当労働行為制度』有斐閣, 昭和28年, pp. 52-163.
- 41) John N. Schacht, *The Rise of the Communications Workers of America, Union Organization and Centralization in the Telephone Industry, 1935-1947*, Ph D diss, Univ. of Iowa, 1977, pp. 155-183.
- 42) J. Barbash, *op. cit.*, pp. 39-42. J. N. Schacht, *ibid.*, pp. 198-254.
- 43) J. Barbash, *ibid.*, pp. 56-63.
- 44) Hearings before the Subcommittee on Labor-Management Relations of

- the Committee on Labor and Public Welfare, *Labor-Management Relations in the Bell Telephone System*, Government Printing Office, 1950, pp. 126-132. J. N. Schacht, *op. cit.*, pp. 305-325.
- 45) Hearings, *ibid.*, p. 134.
- 46) J. N. Schacht, *op. cit.*, pp. 349-379.
- 47) J. Barbash, *op. cit.*, pp. 89-90. Hearings, *op. cit.*, pp. 3-5. 電気通信総合研究所『海外電気通信』1982年6月号。
- 48) 北原安定監訳, 前掲書, pp. 305-320.
- 49) Hearings, *op. cit.*, pp. 143-144. J. Barbash, *op. cit.*, pp. 183-186.
- 50) FCC report, *op. cit.*, pp. 455-473.
- 51) J. Barbash, *op. cit.*, pp. 186-187.
- 52) Joseph C. Goulden, *Monopoly*, G. P. Putnam's Sons, 1968. 上田敏晶訳『独占』早川書房, 昭和48年, pp. 100-134. Gerald W. Brock, *The Telecommunications Industry, The Dynamics of Market Structure*, Harvard Univ. Press, 1981, pp. 187-194.
- 53) U. S. Congress, House, Committee on the Judiciary, *Hearings before the Antitrust Subcommittee*, 85th Cong., 2nd sess., pt. 2, vol. I (March 25-May 22, 1958), Complaint reprinted, pp. 1799-1844.
- 54) Wilson to Lilienthal, July 1, 1949, reprinted in *Hearings before the Antitrust Subcommittee, ibid.*, pp. 1713-1714.
- 55) Kenneth N. Bickers, *The Politics of Regulatory Design: Telecommunications Regulation in Historical and Theoretical Perspective*, Ph D diss, Univ. of Wisconsin-Madison, 1988, pp. 273-279. 北原安定監訳, 前掲書, pp. 336-340.
- 56) Robert Lovett to the attorney general, March 20, 1952, reprinted *op. cit.*, pp. 1878-1879.
- 57) C. E. Wilson to H. Brownell Jr., July 10, 1953, reprinted *ibid.*, pp. 2029-2031.
- 58) T. B. Price, memorandum of March 3, 1954, referring to meeting of June 27, 1953, reprinted *ibid.*, pp. 1953-1955.
- 59) AT&T, "Memorandum for the Attorney General," (April 1953), 38, reprinted *ibid.*, pp. 1958-1995. 上田敏晶訳, 前掲書, pp. 124-132.
- 60) *Concent Decree*, reprinted *ibid.*, pp. 1845-1861. なお, 1956年同意審決については, 次の全訳がある。『米国の通信法制』電気通信総合研究所, 昭和44年3月。

- 61) 『欧米諸国における電信電話の動向』電気通信総合研究所, 昭和55年3月, pp. 120-122.
- 62) Manley R. Irwin, *Telecommunications America, Market Without Boundaries*, Quorum Books, 1984, pp. 25-30.
- 63) Peter Temin, *The Fall of the Bell System, A Study in Prices and Politics*, Cambridge Univ. Press, 1987. 高橋洋文・山口一臣監訳『ベル・システムの崩壊—20世紀最大の企業分割』文眞堂, 1989年, pp. 9-18. K. N. Bickers, *op. cit.*, pp. 279-282.
- 64) U. S. Congress, House, Committee on the Judiciary, *Report of the Antitrust Subcommittee*, 86th Cong, First Sess, Pursuant to H. Res, 27. (Washington, D. C., 1959), pp. 35, 73-75, 84, 96-98, 108-109, 290.
- 65) FCC report, *op. cit.*, pp. 141-143.
- 66) P. R. Tarullo, *op. cit.*, pp. 102-106.
- 67) P. R. Tarullo, *ibid.*, pp. 109-111.
- 68) Report of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate, *Labor-Management Relations in the Bell Telephone System*, Government Printing Office, 1951, pp. 3-5.
- 69) Thomas J. Kehoe, *Federal Communications Commission Regulation of the American Telephone & Telegraph Company, 1965-1974*, Ph D diss, New York Univ., 1978, pp. 27-105.